

菅田地区防災計画



菅田連絡所

令和5年1月作成

菅田地区自主防災組織

目 次

1. 目 的
2. 基 本 方 針
3. 地 域 の 特 性
4. 活 動 計 画
5. 地 区 防 災 体 制
6. 防 災 に 関 す る 用 具 ・ 器 具
7. 地 区 防 災 訓 練 の 実 施 計 画
8. 資 料
 - 資料 1 菅田自主防災組織運営委員 連絡先一覧
 - 資料 2 防災士名簿
 - 資料 3 洪水マップ
 - 資料 4 震度マップ
 - 資料 5 土砂災害警戒区域マップ(各地区)
 - 資料 6 菅田小学校・肱東中学校への車での避難経路

1. 目的

近年、大規模な地震や豪雨災害が相次いで発生する中、物的被害の発生及び拡大を防止するためには地域における自発的な自助・共助による防災活動が重要となる。この計画は、菅田地区における防災活動に必要な事項を定め、隣保共同の精神に基づく自主的な防災意識の向上を図るとともに、水害、地震その他の災害による被害の防止及び軽減に努めることを目的とする。

2. 基本方針

大規模な水害・地震等の災害が発生した直後は、交通網の寸断・火災の同時発生などにより消防や警察などの公的機関が十分に対応出来ない場面も想定される。その際、力を発揮するのが「地域ぐるみの協力体制」である。自分の命は自分で守る「自助」を実践したうえで、自主防災組織、ボランティア、企業などがともに支え助け合う「共助」に努め、それぞれの責務と役割を果たし、行政による「公助」での補完体制を基本とした防災活動を実践する。

この取り組みを計画的に推進するため、菅田地区自主防災組織を主体とした、この防災計画を策定し、平常時から備えについて充実を図る。

3. 地域の特性

【過去の災害】

地区の中央に肱川が流れその両側に山間部を含め30の地区が点在している。平成18年、30年の豪雨時には上流にあるダム放流等により河川が氾濫し、両岸沿いの地区の多くの家屋で甚大な浸水被害が発生した。



H30. 7. 7 西日本豪雨災害時

現在、河川の氾濫による浸水被害を防ぐため、暫定堤防の建設が行われている。令和7年に完成する予定であるが、完成後は内水による浸水被害が懸念される。

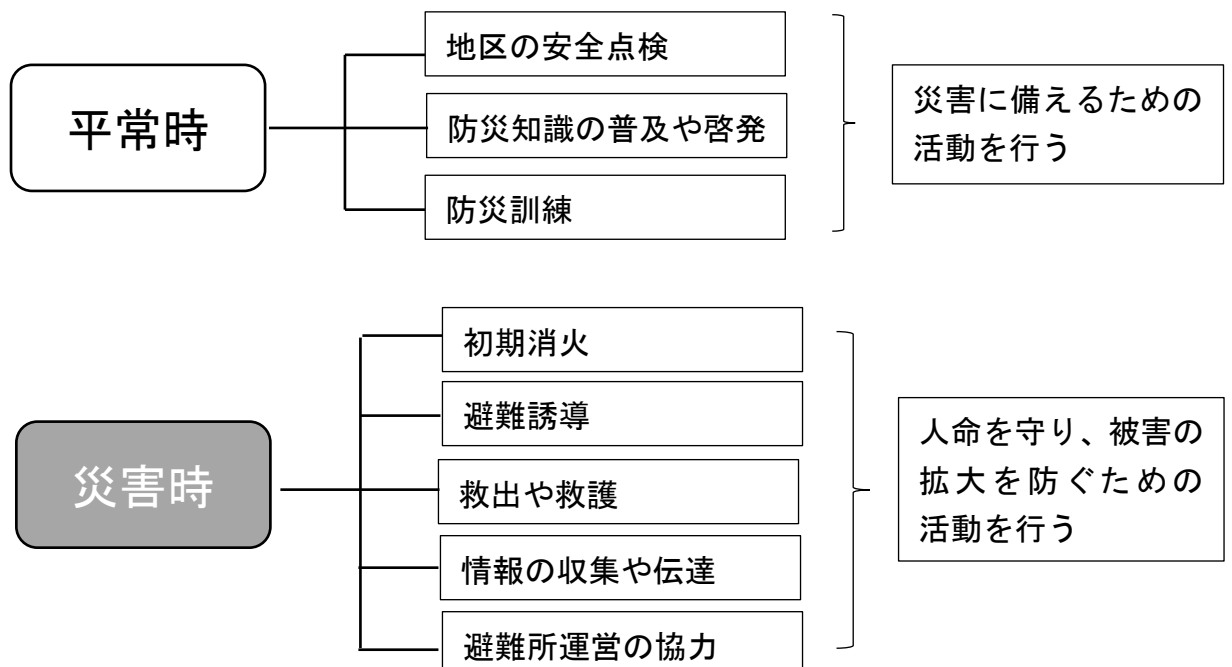
【今後想定される災害】

豪雨の際は平地部での内水による浸水被害、中山間部においては土砂災害が懸念される。今後予想される南海トラフ巨大地震が発生した場合は震度6弱から6強が予想され、家屋の倒壊、地滑り等が多数発生すると想定される。

【要配慮者の支援】

各地区とも高齢化が進み、災害時に自力では避難できない要配慮者が多数存在する。災害発生時には皆が助け合い速やかに避難できるよう地域の協力体制づくりが必要である。

【地区防災組織の役割】



4. 活動計画

自主防災組織の任務

平 常 時 の 活 動	災 害 時 の 活 動
<ul style="list-style-type: none">○ 組織の運営指導○ 防災計画、組織員の召集計画及び訓練計画等の樹立○ 防災知識の普及○ 地域内の災害発生危険場所の把握○ 要配慮者の把握○ 災害応急対策活動の検討○ 避難路（所）の点検○ 避難場所の周知と現状の把握○ 資機材調達、整備の検討○ 各班における各種訓練の指導支援（指導支援班が対応）	<ul style="list-style-type: none">○ 各支部、各班の動員○ 市の災害対策本部・消防署・消防団等の防災関係機関との連絡調整○ 各支部、各班との連絡調整○ 消防機関への通報（火災・救急救助等）○ 地区住民への支援要請○ 各種情報の収集、伝達、広報活動○ 避難所設置に伴う勧告等の伝達○ 資機材の調達、配分○ 避難所業務の支援○ 食料等の配分

(1) 平常時の取組

いざと言うときに地区の力が発揮出来るよう、自主防災組織と地区住民が協力して防災活動に取り組む。

(2) 災害時の取組

負傷者の発生や火災など様々な事態が発生する可能性がある。公的機関とも連携しながら地域で力を合わせて被害の軽減に向けて取り組む。

自主防災組織各班の任務

区 分	平 常 時 の 活 動	災 害 時 の 活 動
情 報 班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災知識の普及 ○ 召集計画 ○ 地域内の災害発生危険場所の把握 ○ 要配慮者の把握 ○ 広報活動 ○ 情報・収集伝達訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各班の動員 ○ 各種情報の収集、伝達、広報活動 ○ 消防機関への通報（火災・救急救助等） ○ 地区住民への支援要請 ○ 本部への状況報告 ○ 避難所設置に伴う勧告等の伝達
災 害 応 急 対 策 班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 初期消火、応急手当等の訓練 ○ 資機材調達、整備の検討 ○ 避難路（所）の点検 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 初期消火 ○ 負傷者等の救出活動と応急手当等の救護活動 ○ 消防機関への通報（火災・救急救助等） ○ 避難誘導 <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全な避難場所の指示 ・ 災害弱者の避難の手助け
復 旧 支 援 対 策 班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難場所の周知と現状の把握 ○ 個人備蓄の啓発活動 ○ 資機材、技術者との連携検討 ○ 仮設便所対策検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所業務の支援 ○ 物資配分、物資需要の把握 ○ 応急修理の手伝い ○ 衛生対策 ○ 防犯巡回活動
給 食 ・ 給 水 班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 炊き出し及び給水訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 炊き出し等の給食、給水活動
その他地域の実情に応じ必要とされる班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水害のおそれのある地区では水防班を、崖崩れ危険地区では巡視班等を設け、その役割を果たすために必要な平常時の活動及び災害時の活動を定める。 	

(3) 要配慮者(避難行動要支援者)等への取組み

災害時大きな被害を受けやすいのは、高齢者や障害者、子どもなど、人の助けを必要とする要配慮者(避難行動要支援者)となる。こうした要配慮者を災害から守るため、地域で協力しながら支援を行っていく。

ア 要配慮者(避難行動要支援者)の身になって、防災環境の点検・改善を行う。

イ 避難するときは、しっかり誘導する。

ウ 困ったときこそ温かい気持ちで接する。

エ 日頃から積極的にコミュニケーションを図る。

(4) 災害・避難カード、災害避難マップの活用

令和4年度大洲市災害・避難カード事業を活用し、菅田地区の災害・避難カード及び災害避難マップを作成し、地区住民への配布を行った。また、活用方法について、まず、地区組織の副支部長である区長を対象に研修を行い、各地区では防災訓練等の際に検討を行っている。

災害避難マップでは地区毎の一時避難場所の位置の記載があり、裏面には災害時に実際に活用できる情報の収集方法等を記載している。

また、災害・避難カードとあわせ災害時の自分の行動、連絡先を記入する箇所を設けており、あらかじめ災害に備え自身で準備することにより、自分の身はまず自分で守る「自助」の意識付けを図っている。

5. 地区防災体制

(1) 地区の概要

令和4年3月31日 現在

本部名称	構成世帯数	構成人員	備考
菅田地区自主防災組織	1,505	3,272	

支部名称	構成世帯数	構成人員	備考
菅田支部	1,104	2,529	
(施設)	72	72	希望ヶ丘荘
宇津支部	193	389	
大竹支部	136	282	

(2) 避難所の概要

避難所の名称	収容人員	備考
菅田公民館	230	大洲市菅田町菅田甲 740 番地 ☎25-2901
肱東中学校	630	大洲市菅田町菅田甲 1790 番地 ☎25-2910
菅田小学校	730	大洲市菅田町菅田 703 番地 ☎25-2909
各集会所	—	

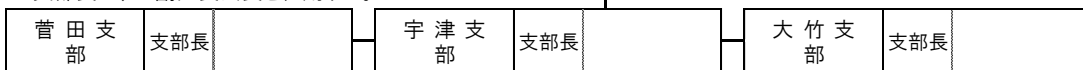
(2) 防災組織図

菅田地区自主防災組織図

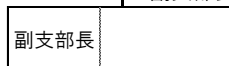
顧問 市議会議員 防災士	本部				指導支援班 大洲市消防団菅田分団
	会長	消防経験者			
	副会長	公民館長	自治会長		
	情報班	区長	民生児童委員協議会長	在宅福祉推進員	
	災害対策班	区長	体育レク部	消防後援会	
	復旧支援対策班	区長	体育レク部	消防後援会	
	給食・給水班	区長	婦人親和会	喜楽会連合会	
		小学校PTA会長	中学校PTA会長	消防後援会	
事務局長	連絡所長				

※災害状況により、会長の判断によって、本部の各班をそれぞれ招集する。

※支部長は、正副区長会長を任用する。



※副支部長は、各区長を任用する。
 ※副支部長以下は各区で選任する。



支 部		支部情報班	支部災害応急対策班	支部復旧支援対策班	支部給食・給水班
	班長				
	副班長				
	班員				
	班員				

6. 防災に関する用具・器具（令和4年3月31日現在）

(1) 防災機材

保管場所	物資名	数量	備考
防災倉庫	ヘルメット	20	
	移動かまど	1	
	発電機	4	
	投光器	8	
	簡易トイレ	10	
	フレームテント	2	
	ハロゲンライト	4	
	ガソリン缶	6	
	ロープ	9	
	防水シート	9	
	ショベル	9	
	のこぎり	6	
	四つ折足付担架	6	
	給水タンク(500ℓ)	3	
	ガス炊飯器(5升炊き)	3	
	ガスバーナー	4	
	クーラーボックス	3	
	トランシーバー	6	
	携帯用発電ラジオ	6	
	充電型ラジオ	1	
	チェーンソー	3	
	ウォータータンク	3	
	カセットコンロ	3	
	給水ジャグ	6	
	避難用テント	20	
	備蓄マット	20	
	簡易ベッド	20	
	非常用ランタン	15	
懐中電灯	5		

(2) 土のう

保管場所	物資名	数量	備考
	土のう用土砂	1m ³	肱東中

(3) 備蓄物資

保管場所	物資名	数量	備考
菅田連絡所	災害用毛布	73	
連絡所他	水(2ℓ)	1200	
	アルファ米	300	
	備蓄パン	300	
	ビスケット	300	
	カンパン	300	

(4) 新型コロナウイルス感染症対策用物資

保管場所	物資名	数量	備考
連絡所他	非接触体温計	3	
	マスク	6箱	
	ガウン	4着	
	フェイスシールド	40個	
	ゴム手袋	3箱	
	ペーパータオル	40箱	
	アルコール消毒剤	22ℓ	

(5) 水防団（消防団）に配備されている水防倉庫にある水防機材【参考】

鎌類	8	鉞	3	鋤類	28	スコップ	15
鋸	3	カケヤ	5	テミ	15	箆籠	16
ニナイ棒	8	ペンチ	2	クリッパー	10	金槌	4
鳶口	4	一輪車	2	シノ	5	大ハンマー	3
ロープ(20m)	1	防水シート	10	鉄杭(1.5m)	140	トレット	2,000
焼番線(kg)	90	釘(kg)	3	ナイロンテープ	7	プレハブ倉庫	1

* 水防倉庫の場所：下町1区集会所横駐車場内

7. 地区防災訓練の実施計画

(1) 防災知識の普及・啓発

項目	具体的内容	実施年度
啓発活動	防災チラシ配布	年に1回
研修会 防災訓練	講師による研修会 地域及び自主防災組織の訓練	年に1回
防災計画の 見直し	計画内容の再検討 資料編等の見直し	2年毎

(2) 地区別防災訓練の実施

毎年、12月の第2週目の日曜日を訓練日とし、各地区で防災訓練を行う。訓練内容は、自主防災組織が提案する。

資料

資料1 菅田自主防災組織運営委員 連絡先一覧

資料2 防災士名簿

資料3 洪水マップ

- ・小倉～阿部地区

- ・阿部～成見地区

資料4 震度マップ

資料5 土砂災害警戒区域マップ（各地区）

資料6 菅田小学校・肱東中学校への車での避難経路

資料1 菅田自主防災組織運営委員 連絡先一覧

(R 5. 1. 1時点)

菅田地区自主防災組織運営委員 連絡先一覧 (R5.1.1時点)

	役職	名前	連絡先	備考
本部	会長			
	副会長 (公民館長)			
	副会長 (自治会長)			
	事務局 (菅田連絡所長)			
菅田支部	支部長 (中東班)			
	阿部班			
	上東班			
	下東班			
	朝日班			
	上町班			
	中町班			
	下町1班			
	下町2班			
	下町3班			
	西班			
	村島班			
	富士班			
	宇津支部	支部長 (譲葉班)		
成見班				
板野班				
藤の川班				
道屋敷班				
東班				
天眞班				
西谷班				
池田班				
大竹支部	支部長 (裾野班)			
	本郷班			
	杭瀬班			
	貫小屋班			
	野地班			
	小倉班			
	父班			
	追打班			
大洲市消防団 菅田分団	分団長			
	副分団長			
顧問	大洲市議会議員			
	防災士			
	防災士			
	防災士			
	防災士			
運営委員	菅田小学校PTA			
	肱東中学校PTA			
	自治運営協議会理事長 (杭瀬班)			
	菅田自治会体育・レク部長			
	菅田婦人親和会代表			
	菅田消防団後援会長			

資料 2 防災士名簿

防災士名簿

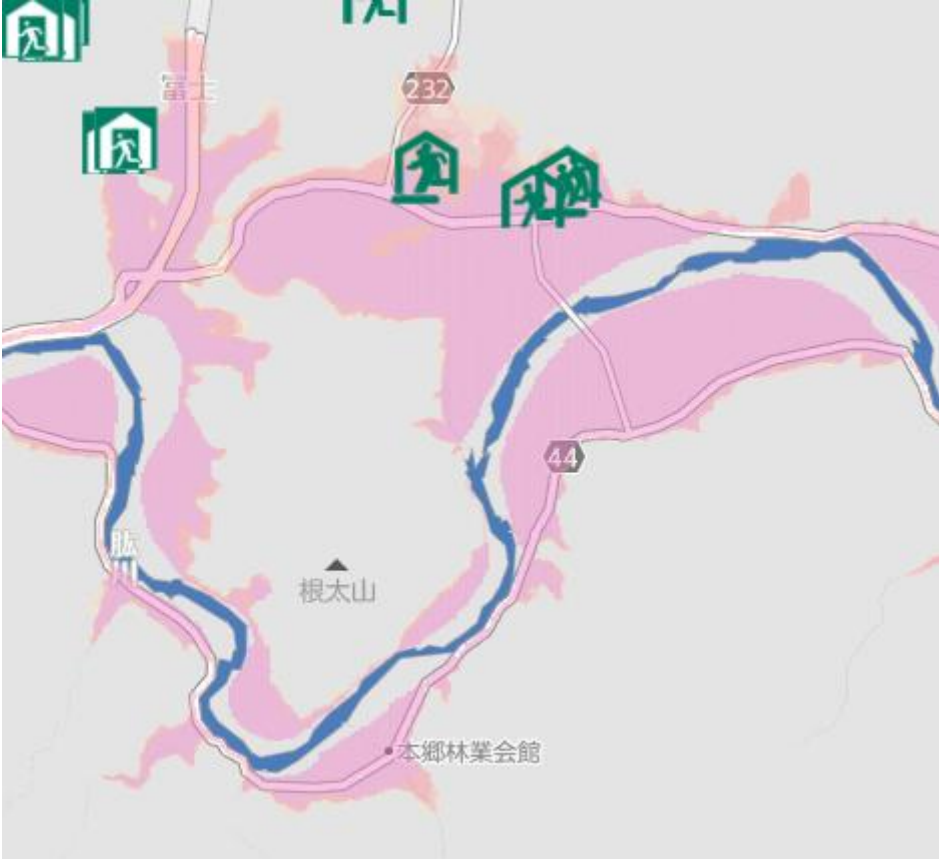
令和5年4月現在

番号	氏名	地区名	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			

資料3 洪水マップ

(想定最大規模)

小倉地区から阿部地区

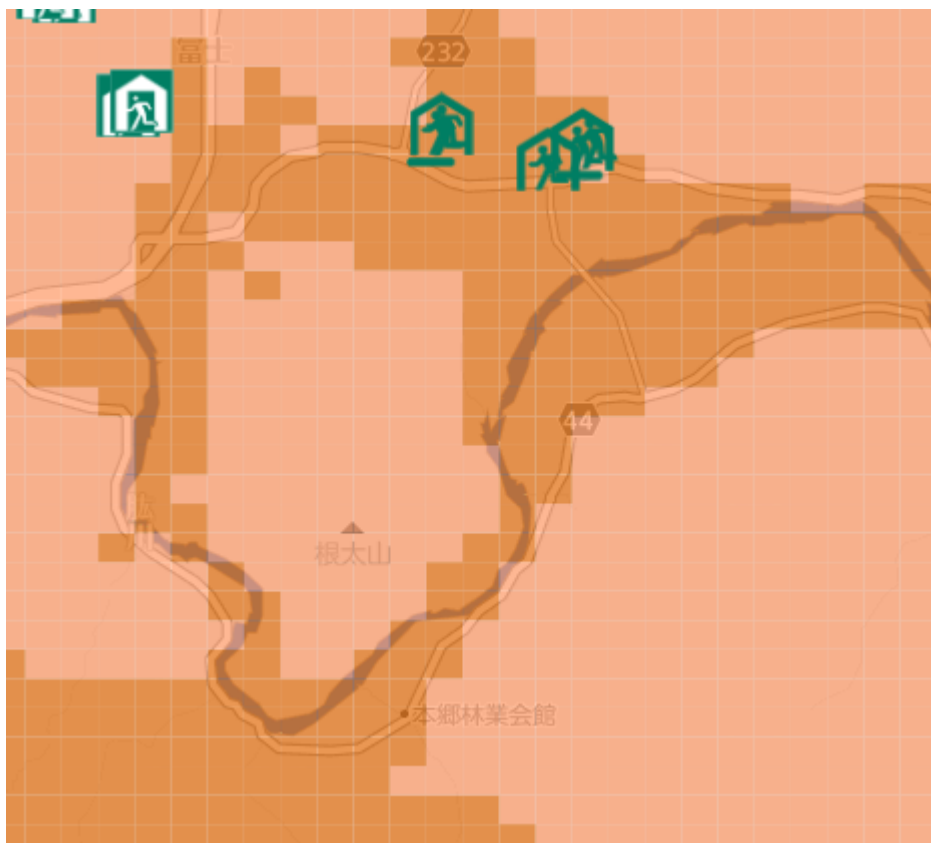


板野・成見地区

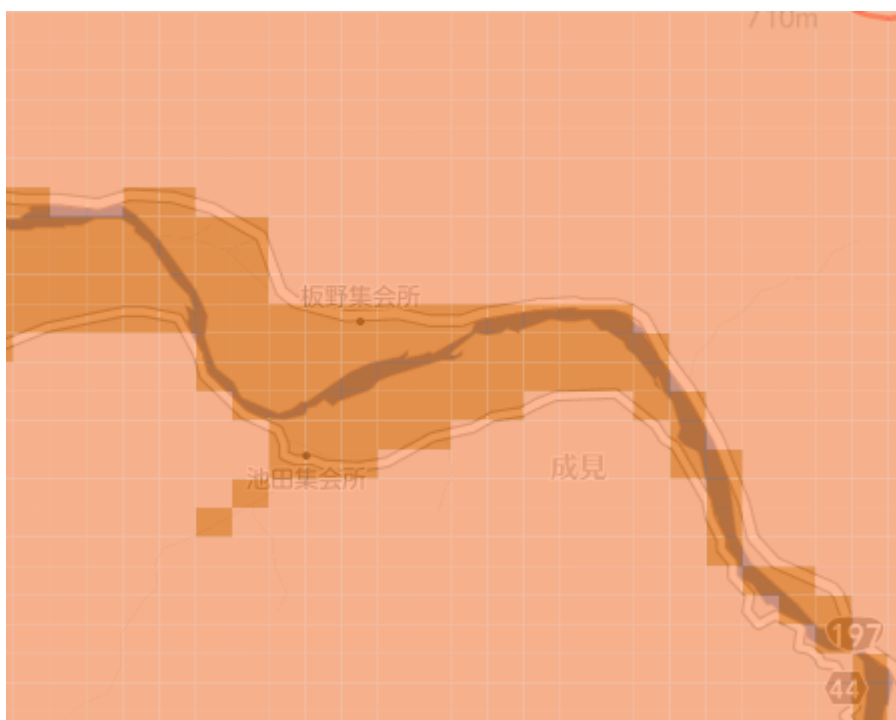


資料4 震度マップ

小倉地区～阿部地区 震度6弱 or 震度6強

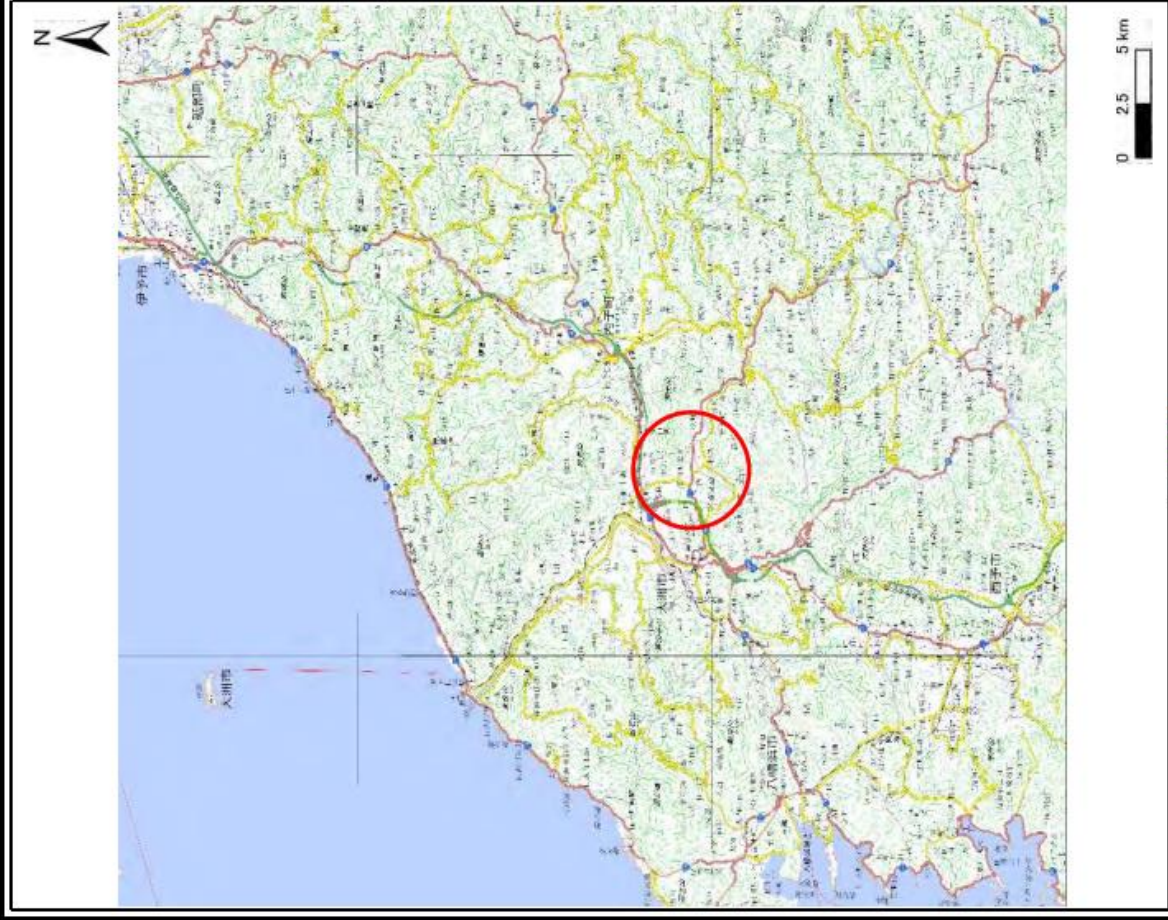


板野地区～成見地区 震度6弱 or 震度6強

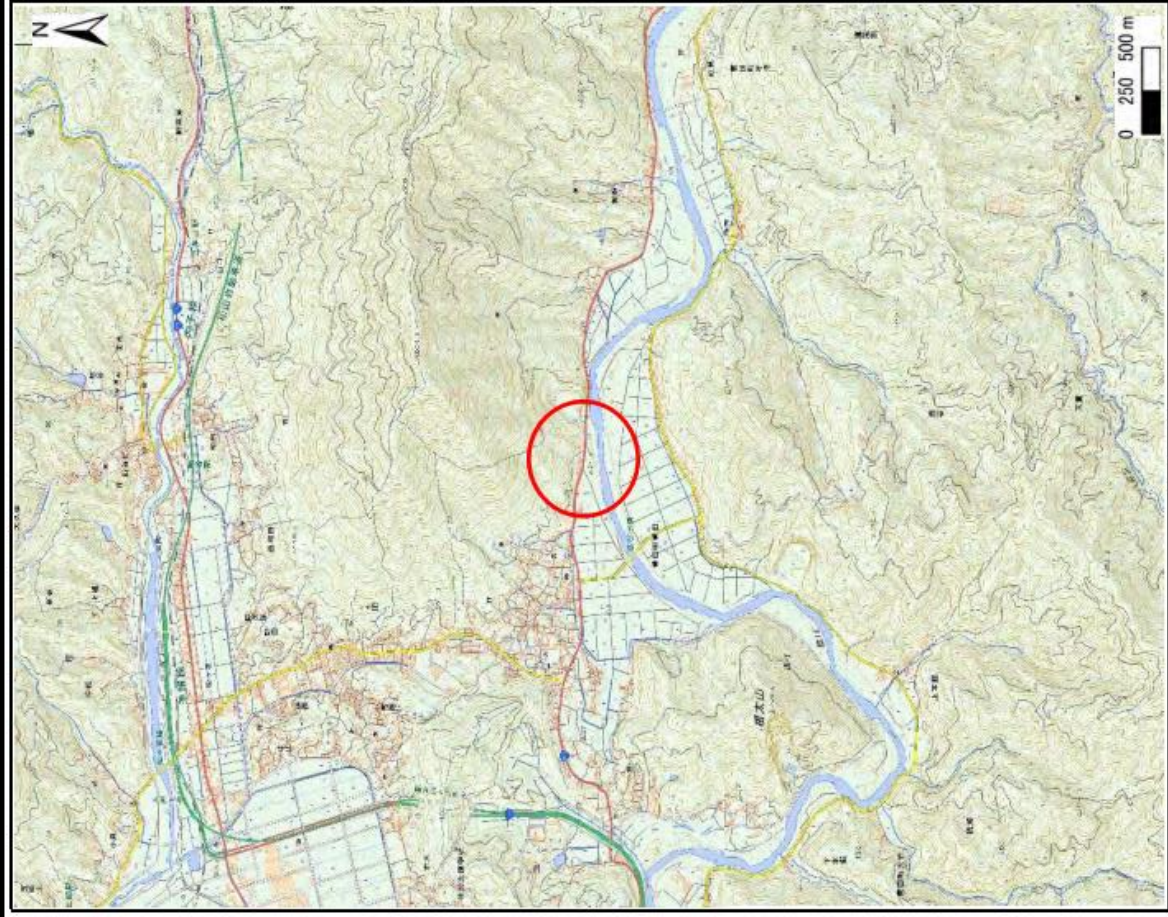


資料5 土砂災害警戒区域マップ
(各地区)

土砂災害警戒区域等の指定に係る図書(その1)



(1/200,000)



(1/25,000)

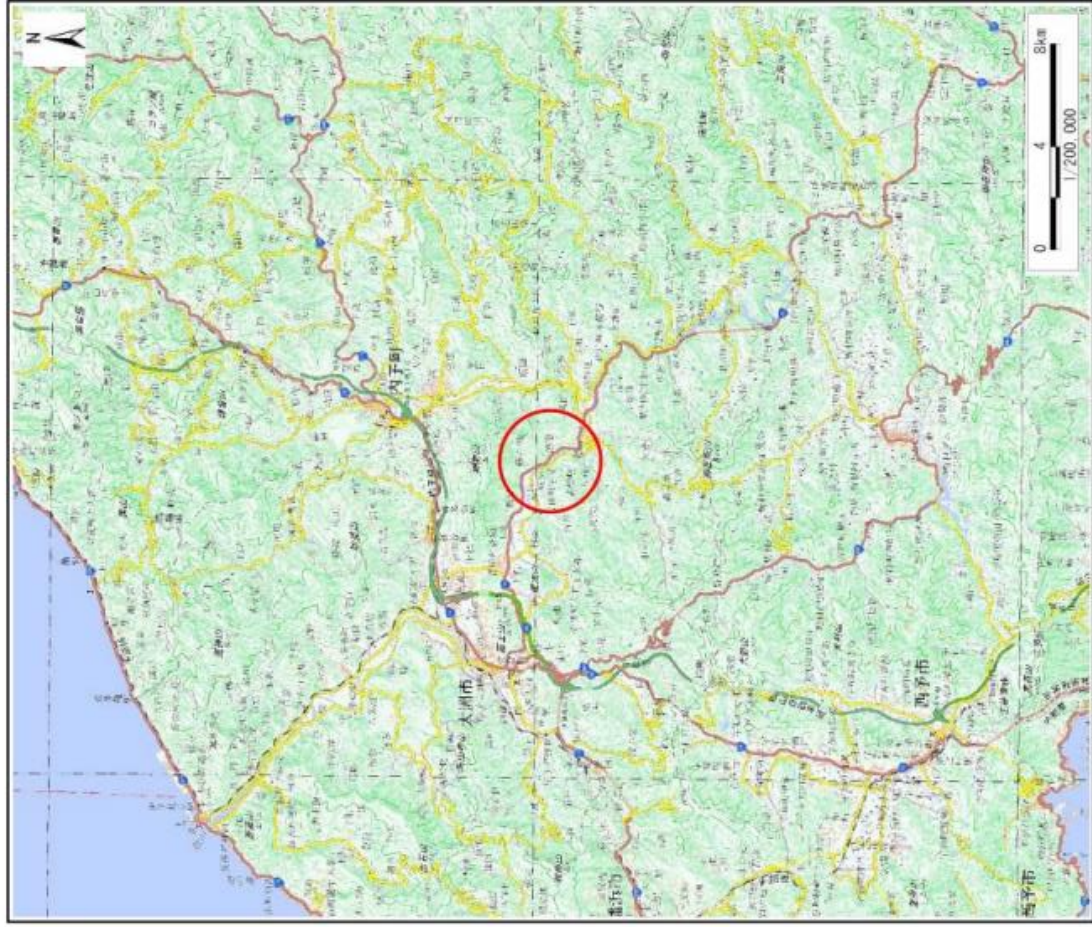
様式一1(急)
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
位置図

自然現象の種類
箇所番号
箇所名
所在地

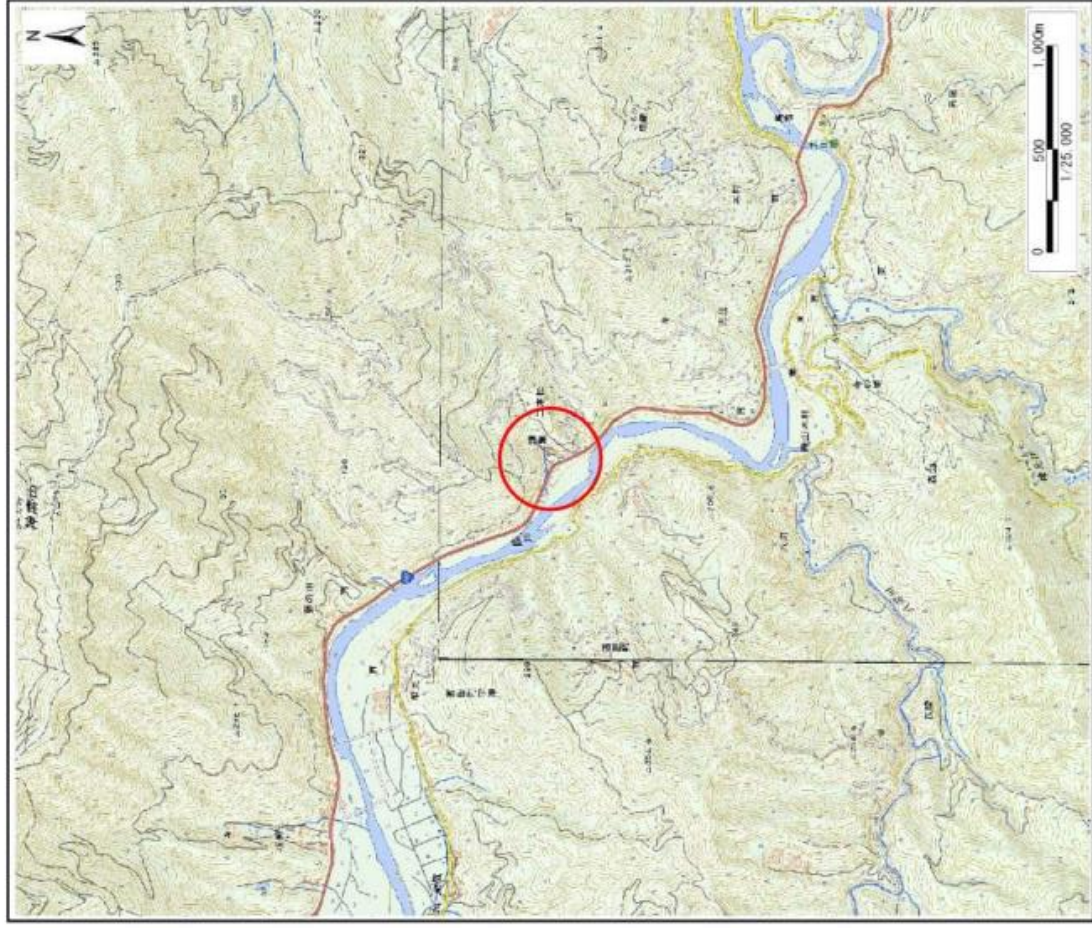
急傾斜地の崩壊
207-1-1217(1)
上東
大洲市菅田町菅田

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 平30四様、第55号)許可なく複製を禁ずる。」

土砂災害警戒区域等の指定に係る図書(その1)



(1/200,000)

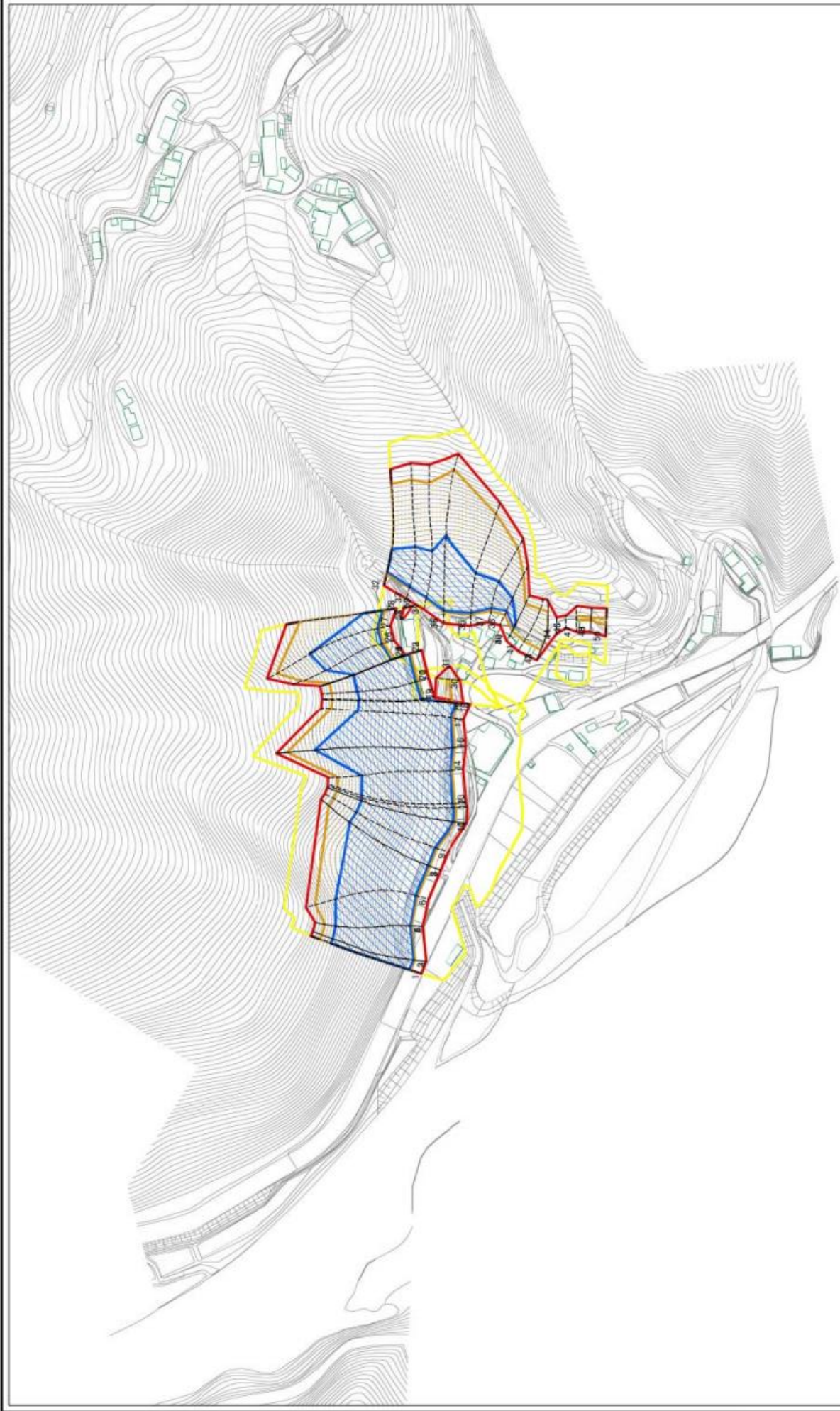


(1/25,000)

様式一1(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 位置図	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
	箇所番号	207-I-1215(1)
	箇所名	講葉
	所在地	大洲市音田町宇津

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 平29四複、第33号) 許可なく複製を禁ずる。

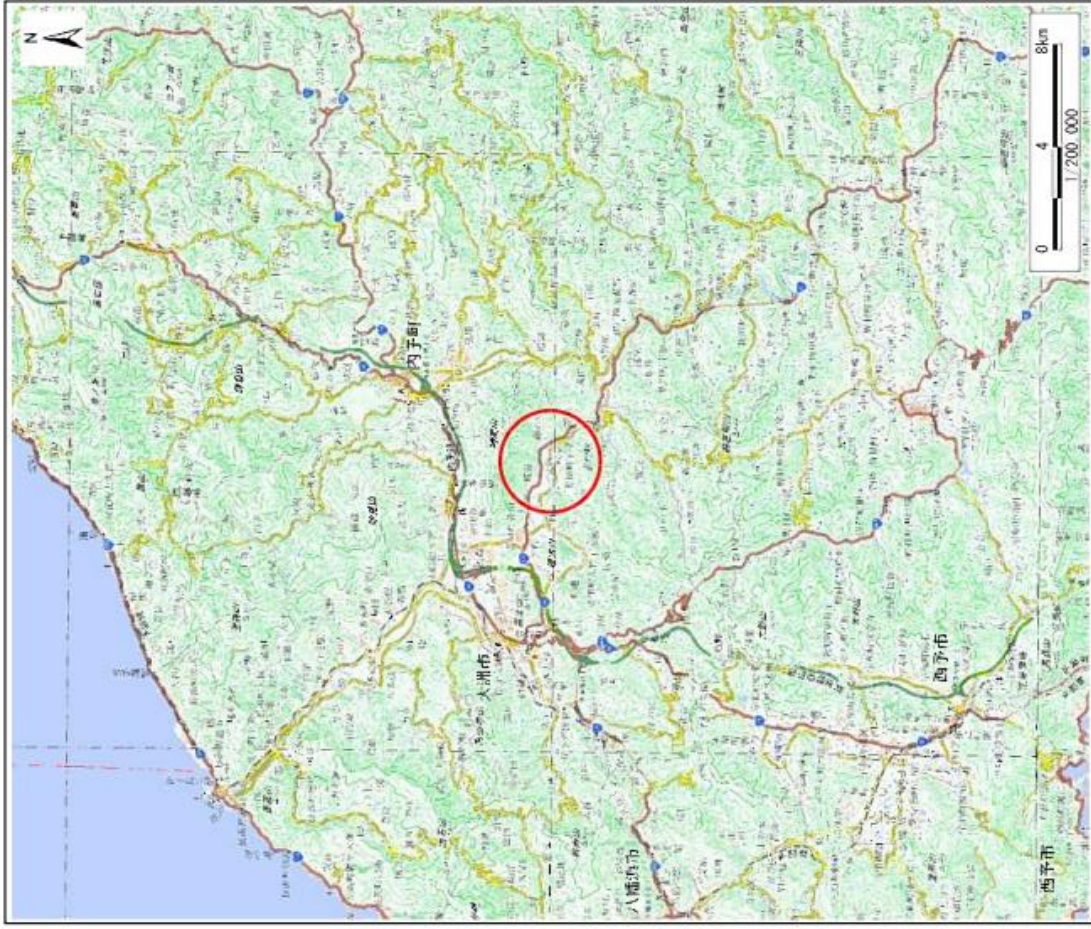
土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)



0 25 50 100 m

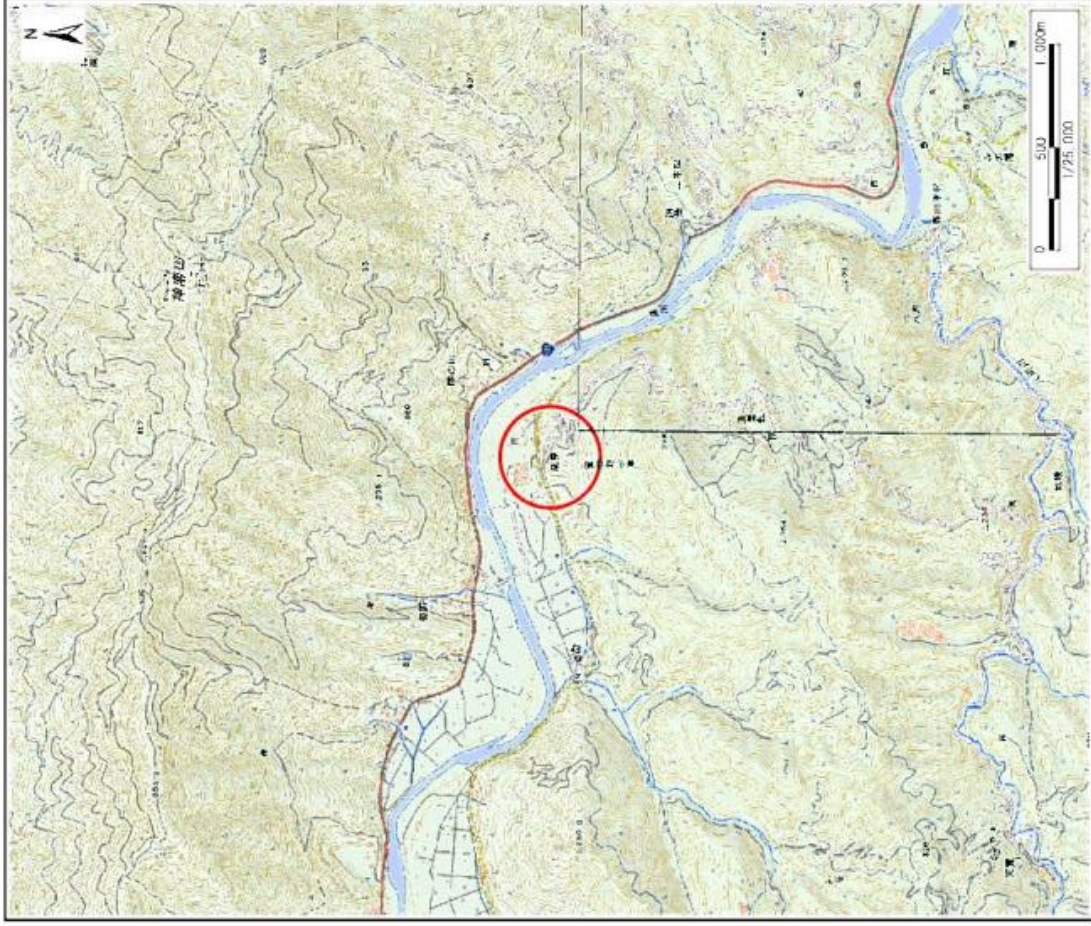
<p>本砂防法施行令第2条の基準に該当する区域 土砂災害防止法 土砂災害(崩壊)危険計100以下の場合 施行令第3条の 土砂災害の危険によるが500m以内を流る区域 基準に該当する 区域</p>		<p>本砂防法施行令第2条の基準に該当する区域 土砂災害(崩壊)危険計100以下の場合 施行令第3条の 土砂災害の危険によるが500m以内を流る区域 基準に該当する 区域</p>	<p>自然現象 の種別</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>箇所番号</p>	<p>207-1-1215(1)</p>
<p>土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その1)</p>		<p>様式-2(急)</p>	<p>N</p>	<p>未指定</p>	<p>箇所名</p>	<p>溝原</p>
			<p>縮尺</p>	<p>告示年月日</p>	<p>所在地</p>	<p>大洲市菅田町字津</p>
			<p>1:2,500</p>	<p>告示年月日</p>		

土砂災害警戒区域等の指定に係る図書(その1)



(1/200,000)

様式一(急)
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
位置図



(1/25,000)

自然現象の種類	急傾斜地の前縁
箇所番号	207-I-1222(1)
箇所名	成尾
所在地	大洲市宮田町宇津

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院長の電子地形図25000及び電子地形図200000を複製したものである。(承認番号 平29四複、第33号) 許可なく複製を禁ずる。

土砂災害警戒区域等の指定に係る図書(その2)

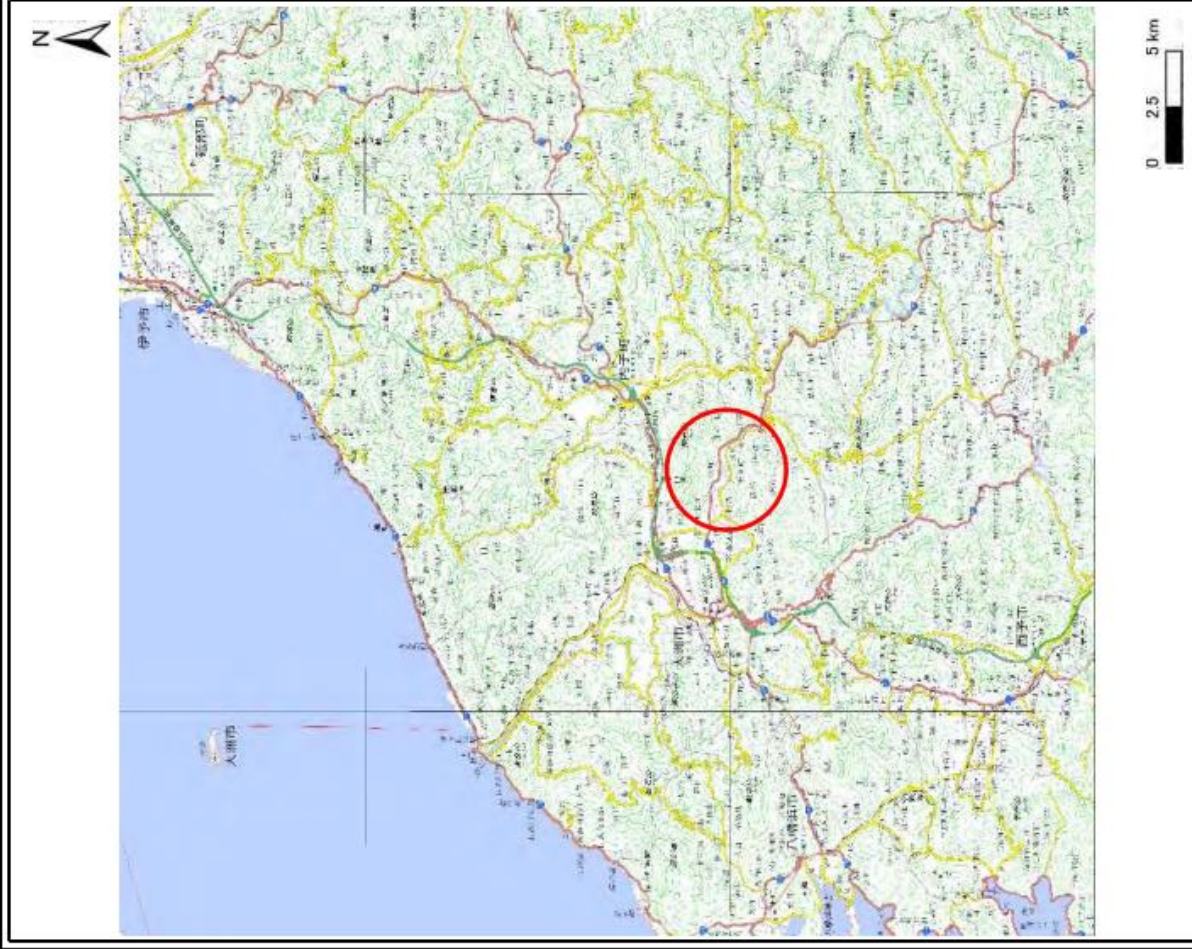


0 25 50 100
m

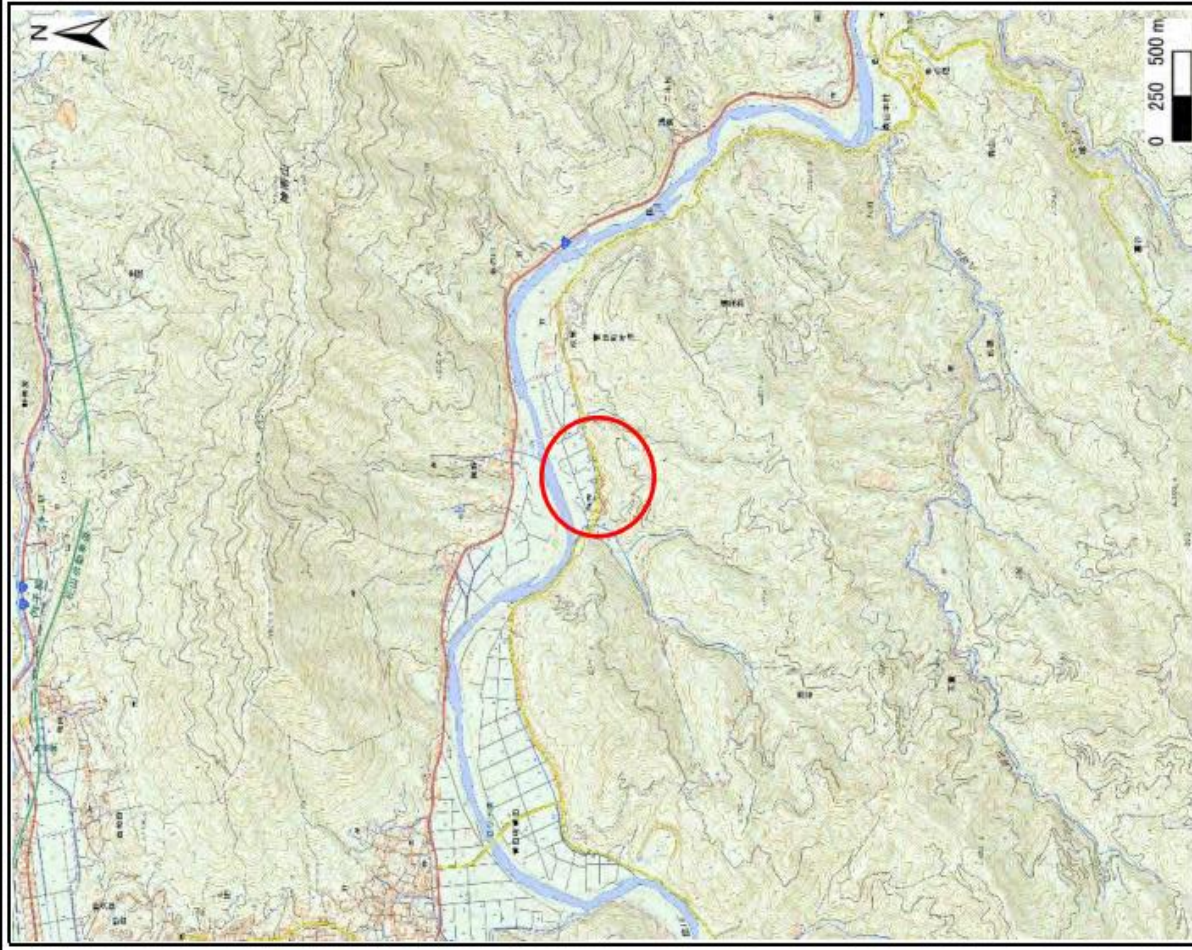
<p>土砂災害警戒区域等指定申請書(第二の巻)に添付する図書 土砂災害警戒区域(急)の指定に係る図書の縮尺は、1:2,500とする。また、図書の縮尺は、1:2,500とする。また、図書の縮尺は、1:2,500とする。</p>		<p>自然現象 の種類 告示番号 告示年月日</p>	<p>急傾斜地の崩壊 箇所名 所在地</p>	<p>箇所番号 207-1-1222(1) 成見 大洲市番田町字津</p>
<p>土砂災害警戒区域(急)の指定に係る図書の縮尺は、1:2,500とする。また、図書の縮尺は、1:2,500とする。また、図書の縮尺は、1:2,500とする。</p>	<p>告示番号 告示年月日</p>	<p>告示番号 告示年月日</p>	<p>告示番号 告示年月日</p>	<p>告示番号 告示年月日</p>
<p>土砂災害警戒区域(急)の指定に係る図書の縮尺は、1:2,500とする。また、図書の縮尺は、1:2,500とする。また、図書の縮尺は、1:2,500とする。</p>	<p>告示番号 告示年月日</p>	<p>告示番号 告示年月日</p>	<p>告示番号 告示年月日</p>	<p>告示番号 告示年月日</p>

様式-2(急)
 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
 区域図(その1)

土砂災害警戒区域等の指定に係る図書(その1)



(1/200,000)



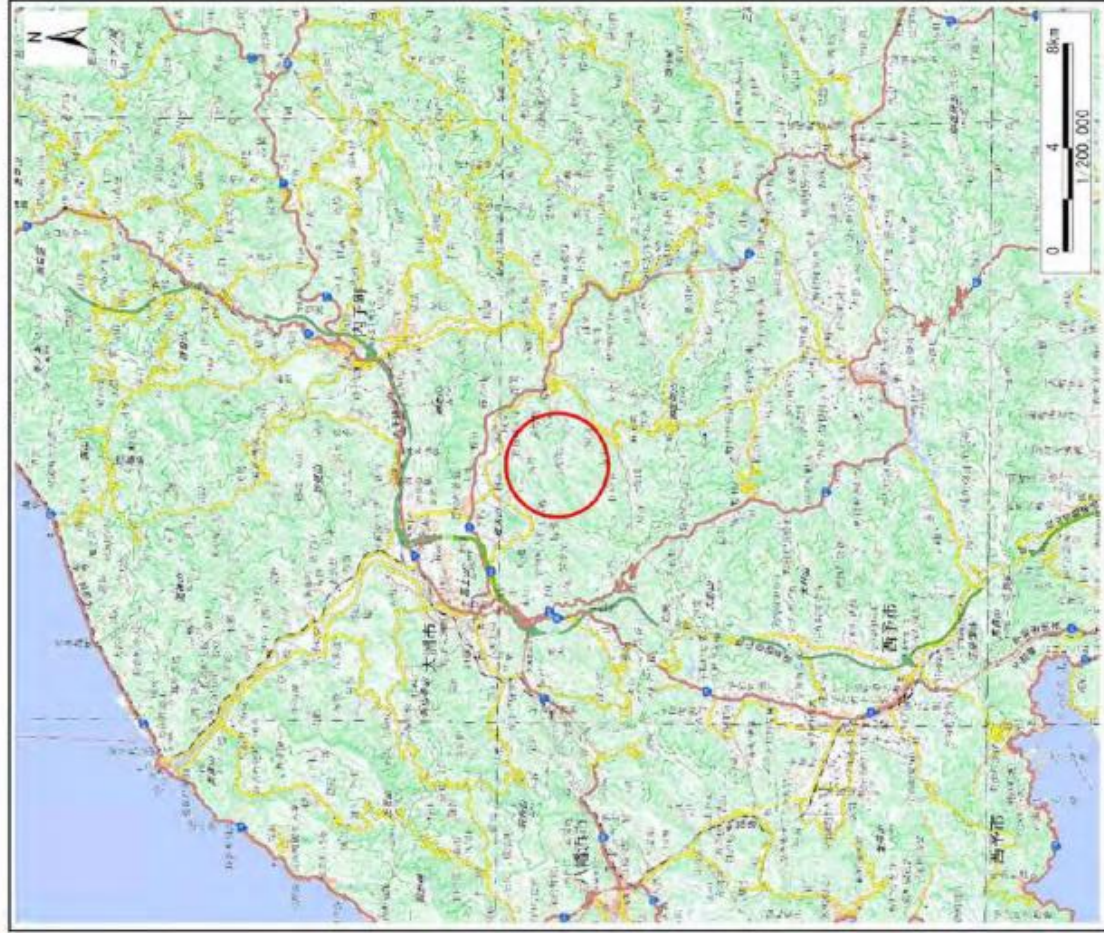
(1/25,000)

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	207-I-1223(1)
箇所名	池田
所在地	大洲市菅田町宇津

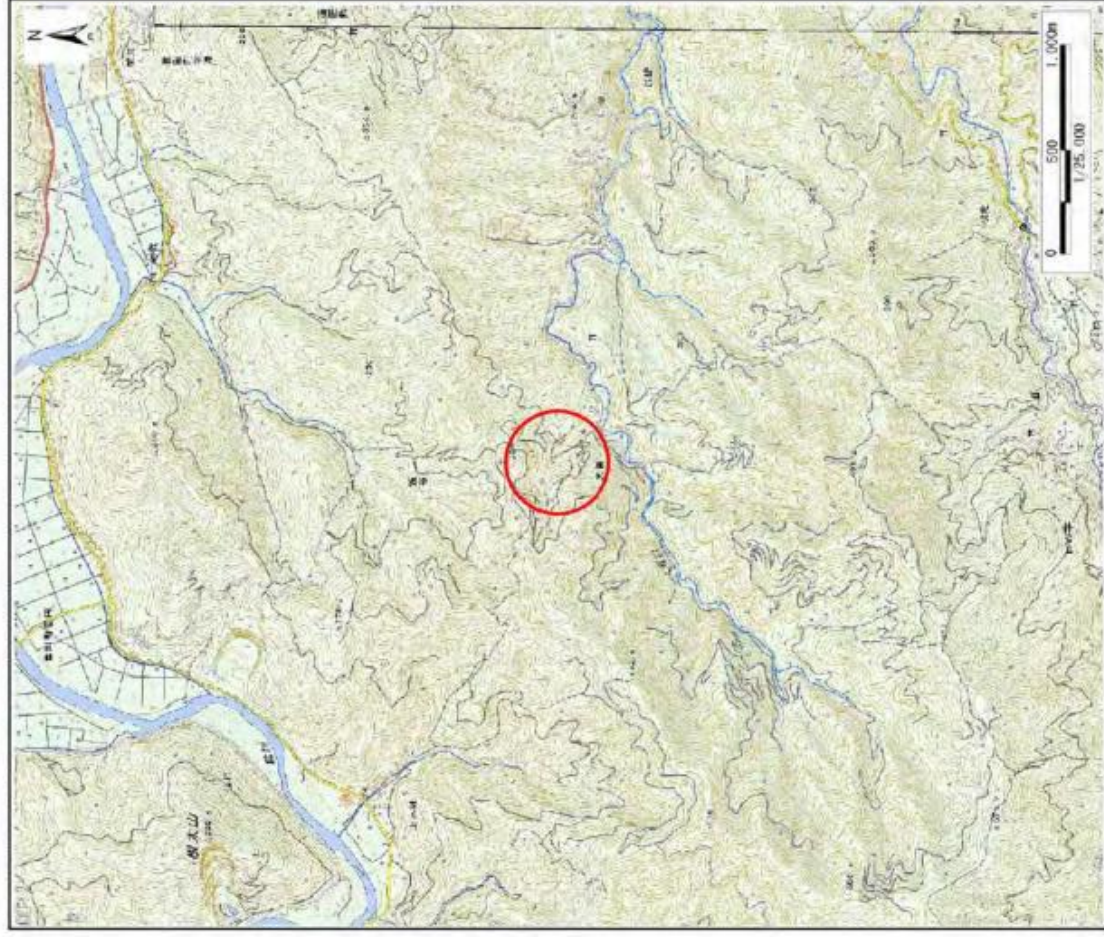
様式一1(急)	土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
位置図	

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 平30四様、第55号)許可なく複製を禁ずる。」

土砂災害警戒区域等の指定に係る図書(その1)



(1/200,000)



(1/25,000)

様式-1(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 位置図	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
	箇所番号	207-I-1214(1)
	箇所名 所在地	大賀 大洲市菅田町宇津・菅田町大竹

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院長発行の電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 平29四様、第33号) 許可なく複製を禁ずる。

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)



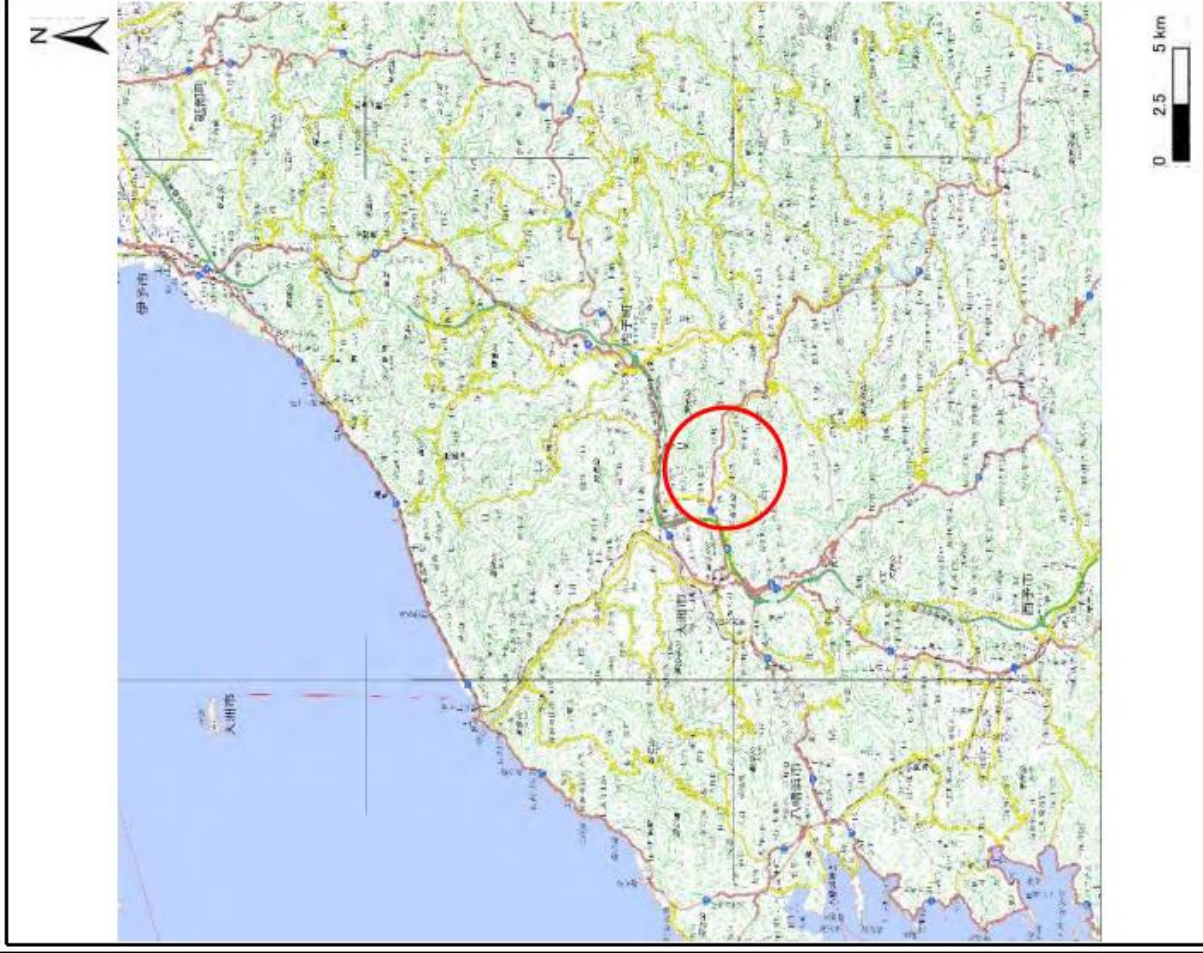
0 25 50 100
m

様式-2(急)
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
区域図(その1)

本図は国土交通省が所管する国土利用計画法に基づき、国土利用計画法第22条第1項第2号の区域を指定するものである。
土砂災害警戒区域(土砂災害防止法第10条第1項第2号の区域)及び土砂災害特別警戒区域(土砂災害防止法第10条第1項第3号の区域)を指定する区域を示す。
土砂災害警戒区域(土砂災害防止法第10条第1項第2号の区域)及び土砂災害特別警戒区域(土砂災害防止法第10条第1項第3号の区域)を指定する区域を示す。
土砂災害警戒区域(土砂災害防止法第10条第1項第2号の区域)及び土砂災害特別警戒区域(土砂災害防止法第10条第1項第3号の区域)を指定する区域を示す。

自然現象の種別	告示番号	告示年月日	急傾斜地の傾斜	箇所番号	207-1-1014(1)
	12-500		未指定	箇所名	天賀
				所在地	大洲市菅田町字津・菅田町大竹

土砂災害警戒区域等の指定に係る図書(その1)



(1/200,000)



(1/25,000)

様式一(急)
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
位置図

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	207-1-1224(1)
箇所名	上村島
所在地	大洲市菅田町菅田

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 平30四様、第55号)「許可なく複製を禁ずる。」

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)



0 25 50 100
m

様式一2(急)

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

区域図(その1)

土砂災害防止法施行令第2条の基準に該当する区域

土砂災害防止法施行令第3条の基準に該当する区域

土砂災害防止法施行令第4条の基準に該当する区域

自然現象の種別

告示番号

告示年月日

急傾斜地の崩壊

未指定

所在地

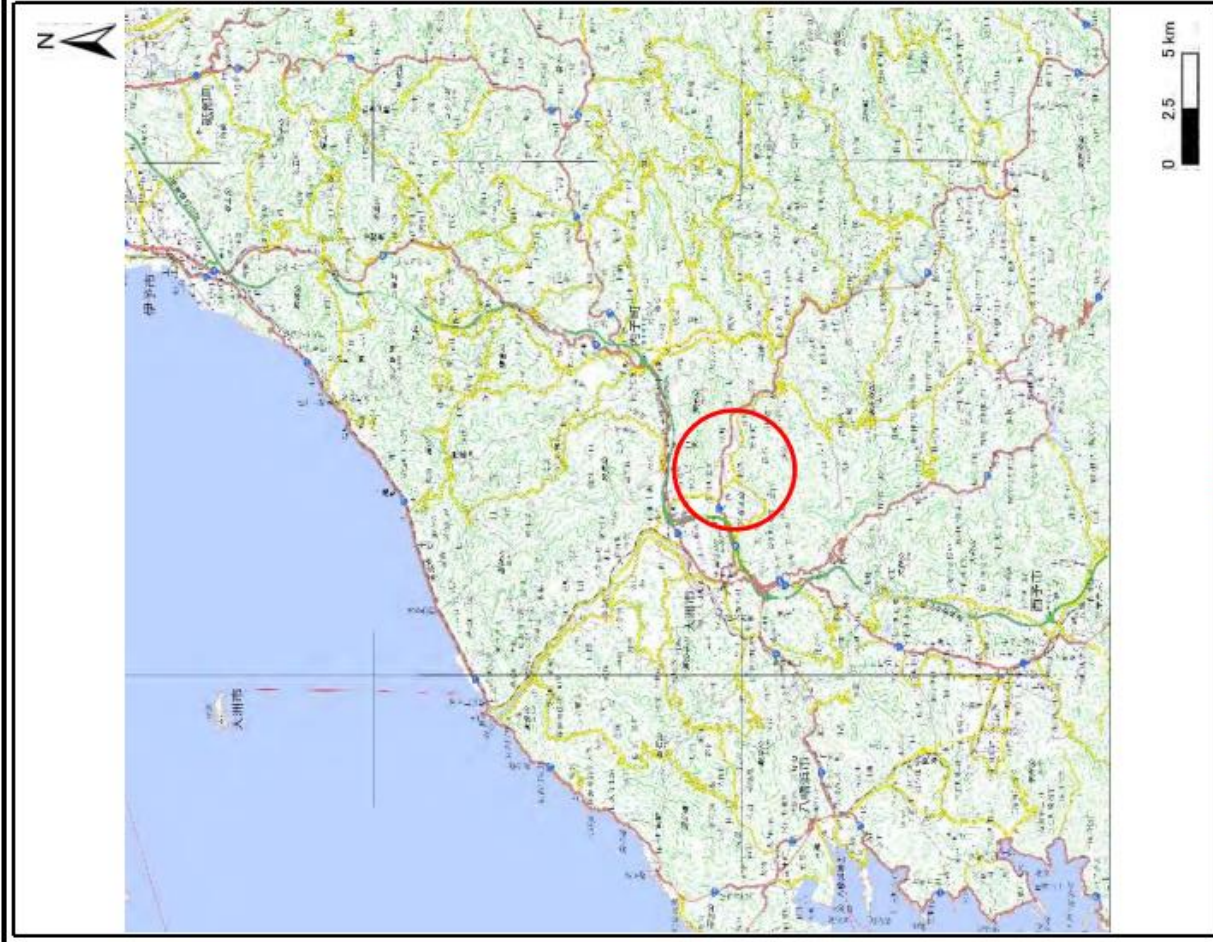
箇所番号

20-1-1224(1)

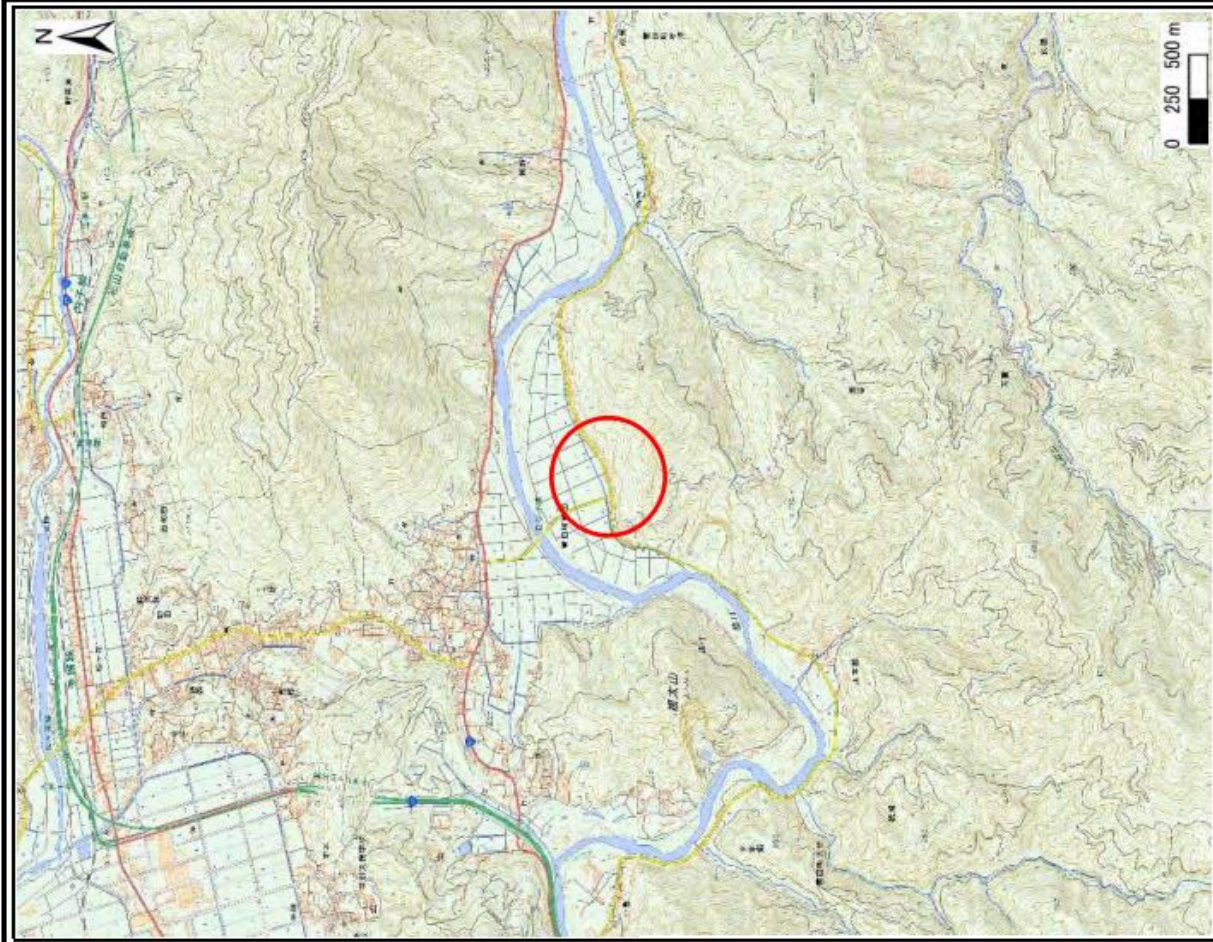
上村島

大洲市菅田町菅田

土砂災害警戒区域等の指定に係る図書(その1)



(1/200,000)



(1/25,000)

様式一1(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 位置図	自然現象の種類 箇所番号 箇所名 所在地
---------------------------------------	-------------------------------

急傾斜地の前縁 207-1-1225(1) 下村島 大洲市菅田町菅田

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 平30四種、第55号)「許可なく複製を禁ずる。」

土砂災害警戒区域等の指定に係る図書(その2)



0 25 50 100
m

様式一2(急)

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
区域図(その1)

土砂災害防止法施行令第2条の基準に該当する区域
土砂災害防止法 土砂災害の発生の恐れがあるが100m以下の場合は
施行令第3条の土砂災害の発生の恐れがあるが50mを超える区域
基準に該当する 土砂災害の発生の恐れがあるが50mを超える区域
区域

土砂災害防止法施行令第2条の基準に該当する区域
土砂災害防止法 土砂災害の発生の恐れがあるが100m以下の場合は
施行令第3条の土砂災害の発生の恐れがあるが50mを超える区域
基準に該当する 土砂災害の発生の恐れがあるが50mを超える区域
区域

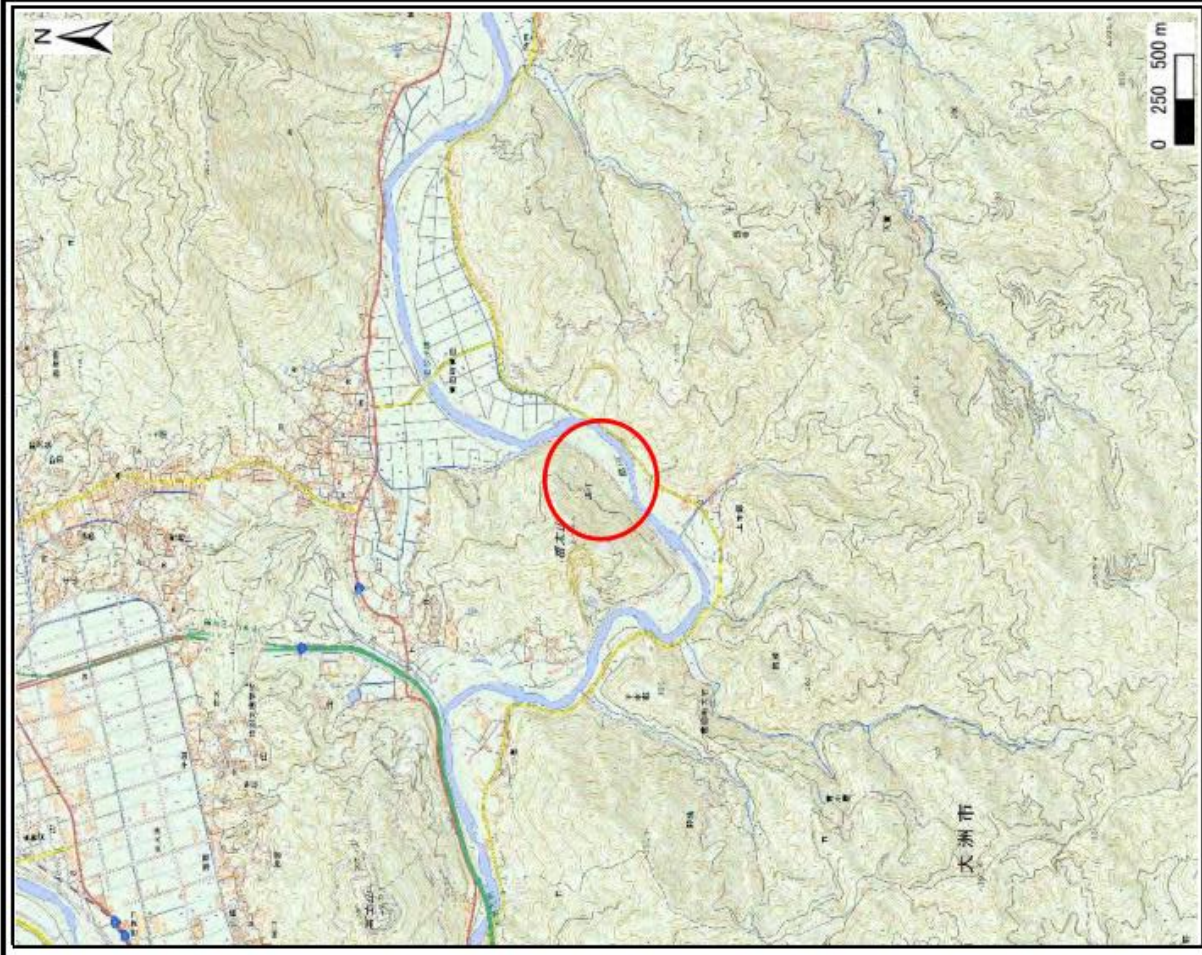
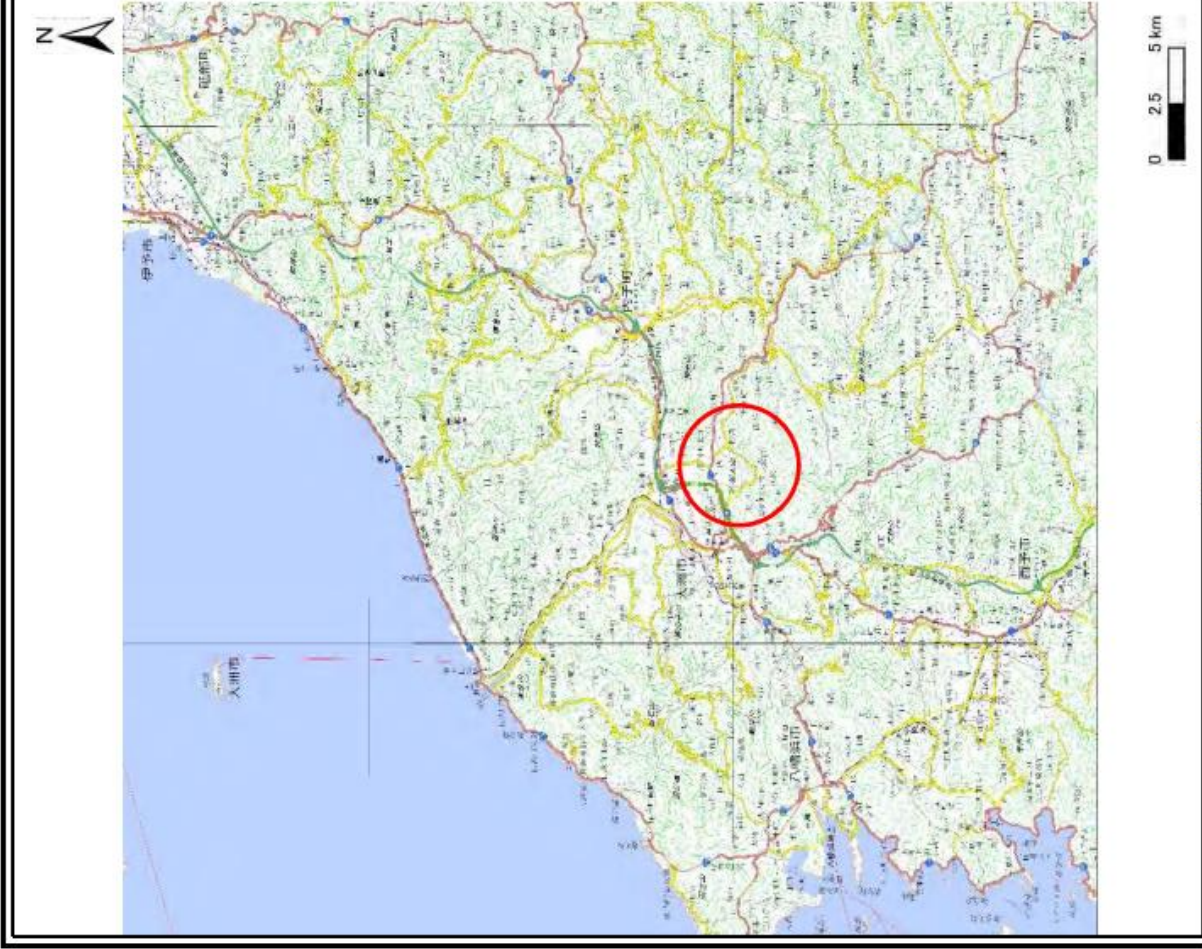
自然現象
の種類
告示番号
告示年月日

急傾斜地の崩壊
未指定

箇所番号
箇所名
所在地

20-1-1225(1)
下村島
大洲市富田町富田

土砂災害警戒区域等の指定に係る図書(その1)

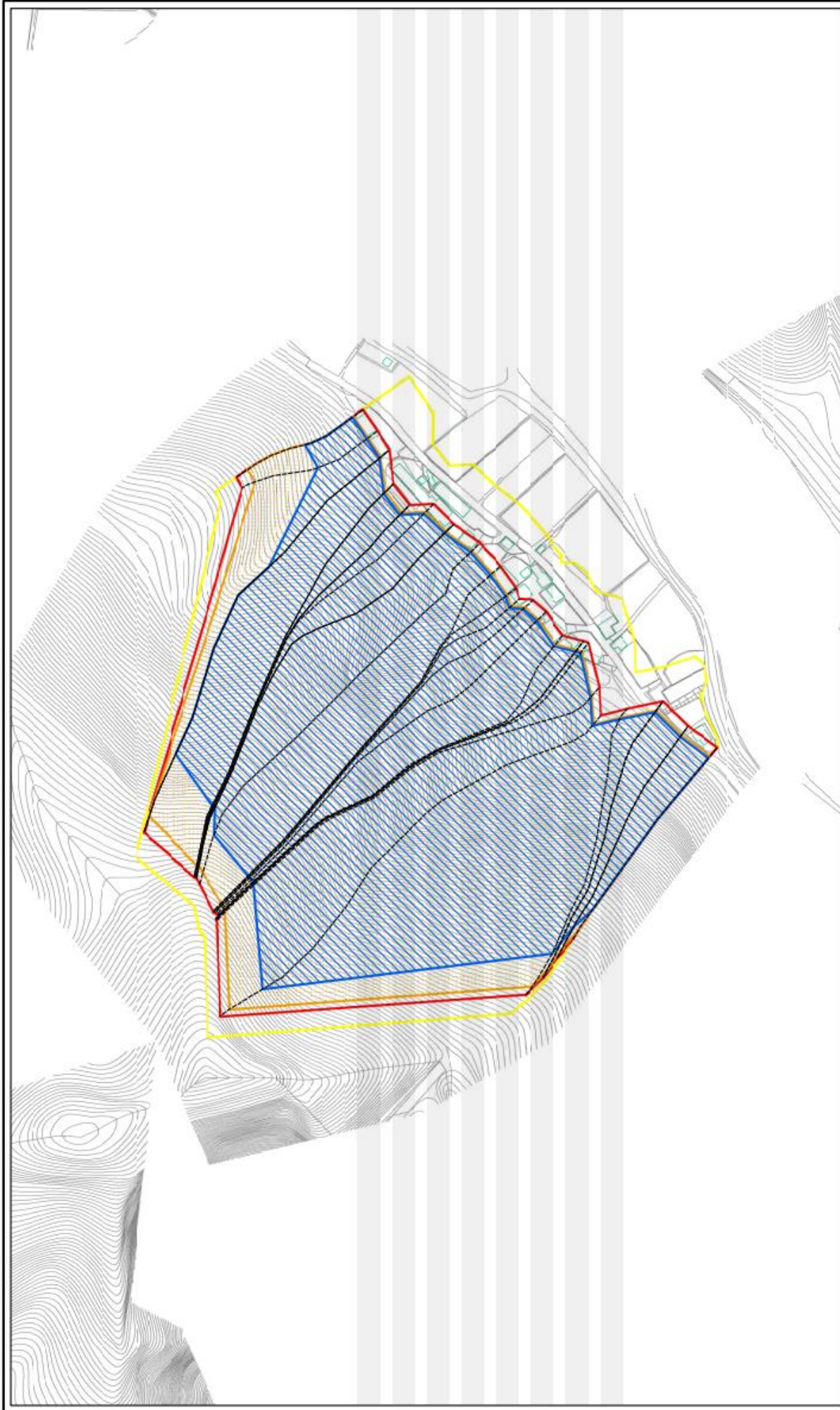


様式-1(急)
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
位置図

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	207-1-1218(1)
箇所名	鴻打
所在地	大洲市菅田町大竹・菅田町菅田

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 平30四様、第55号)許可なく複製を禁ずる。」

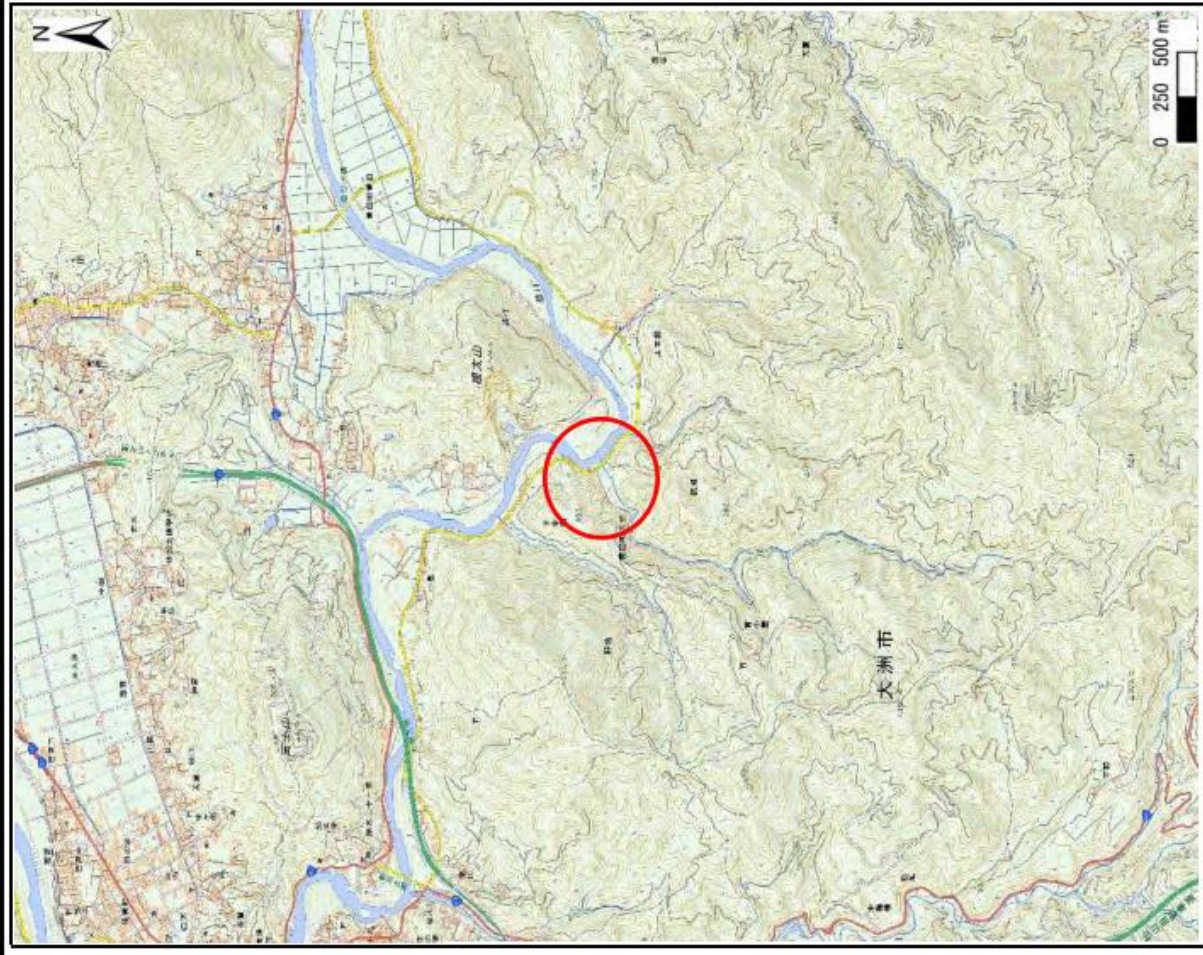
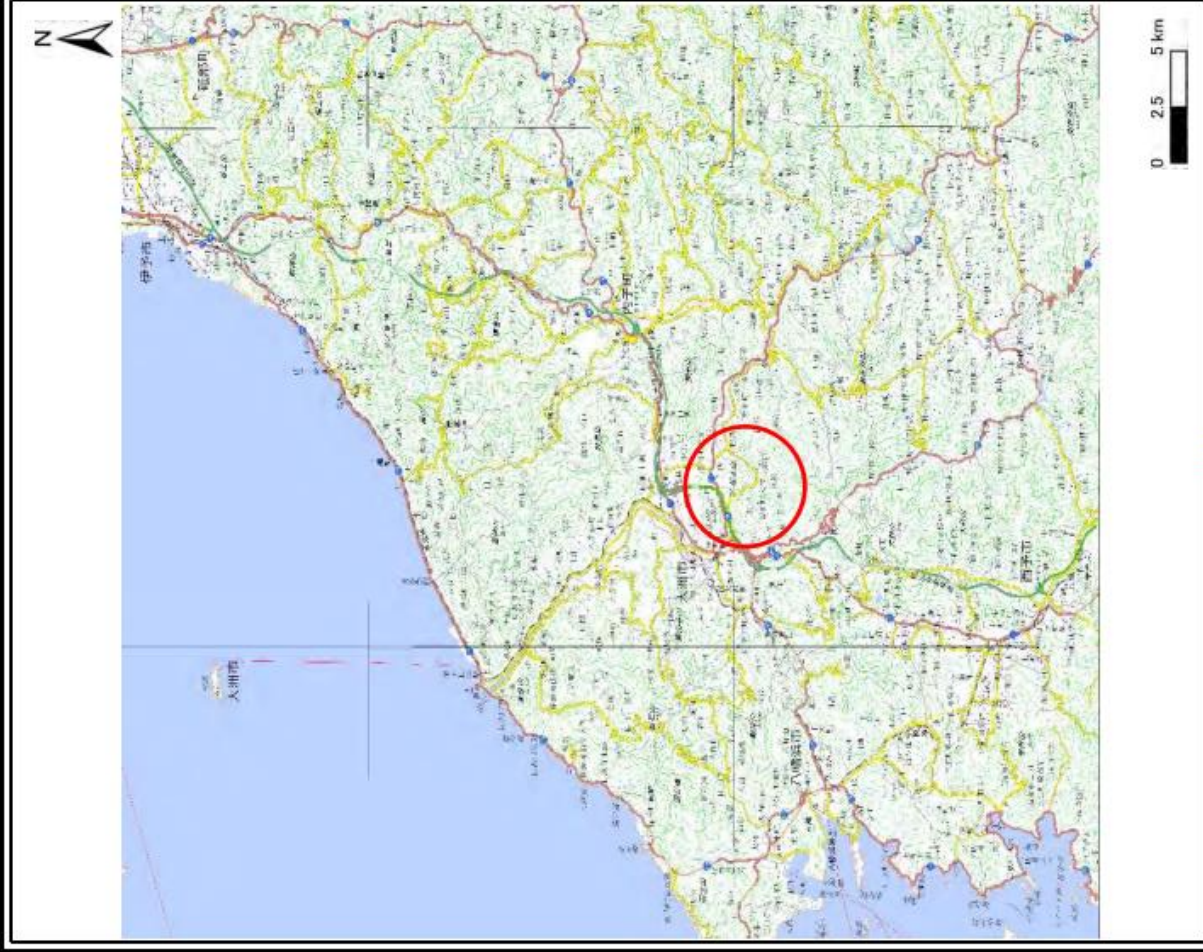
土砂災害警戒区域等の指定に係る図書(その2)



0 25 50 100
m

<p>様式一2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その1)</p>		<p>土砂災害防止法施行令第2条の基準に該当する区域 土砂災害防止法(土砂等の移動/高さ1m以下)の警戒 施行令第3条の(土砂等の移動/高さ100mm)を超える区域 基準に該当する それ以外の区域</p>	<p>急傾斜地の崩壊 未指定</p>	<p>自然現象 の種類 告示番号 告示年月日</p>	<p>場所番号 箇所名 所在地</p>	<p>20)一1-12(1) 通打 大洲市菅田大竹・菅田町菅田</p>
<p>N 縮尺 1:2,500</p>						

土砂災害警戒区域等の指定に係る図書(その1)



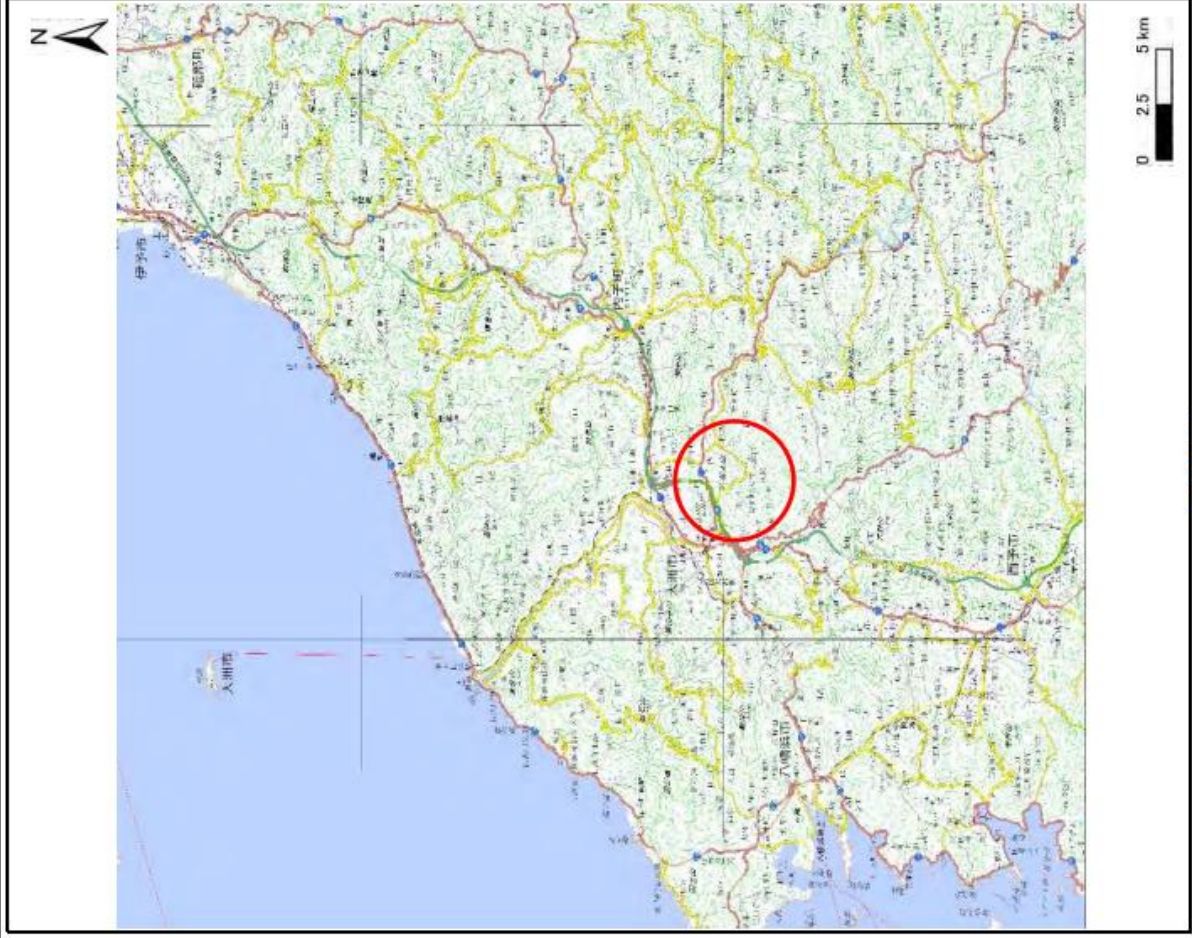
様式一1(急)
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
位置図

自然現象の種類
箇所番号
箇所名
所在地

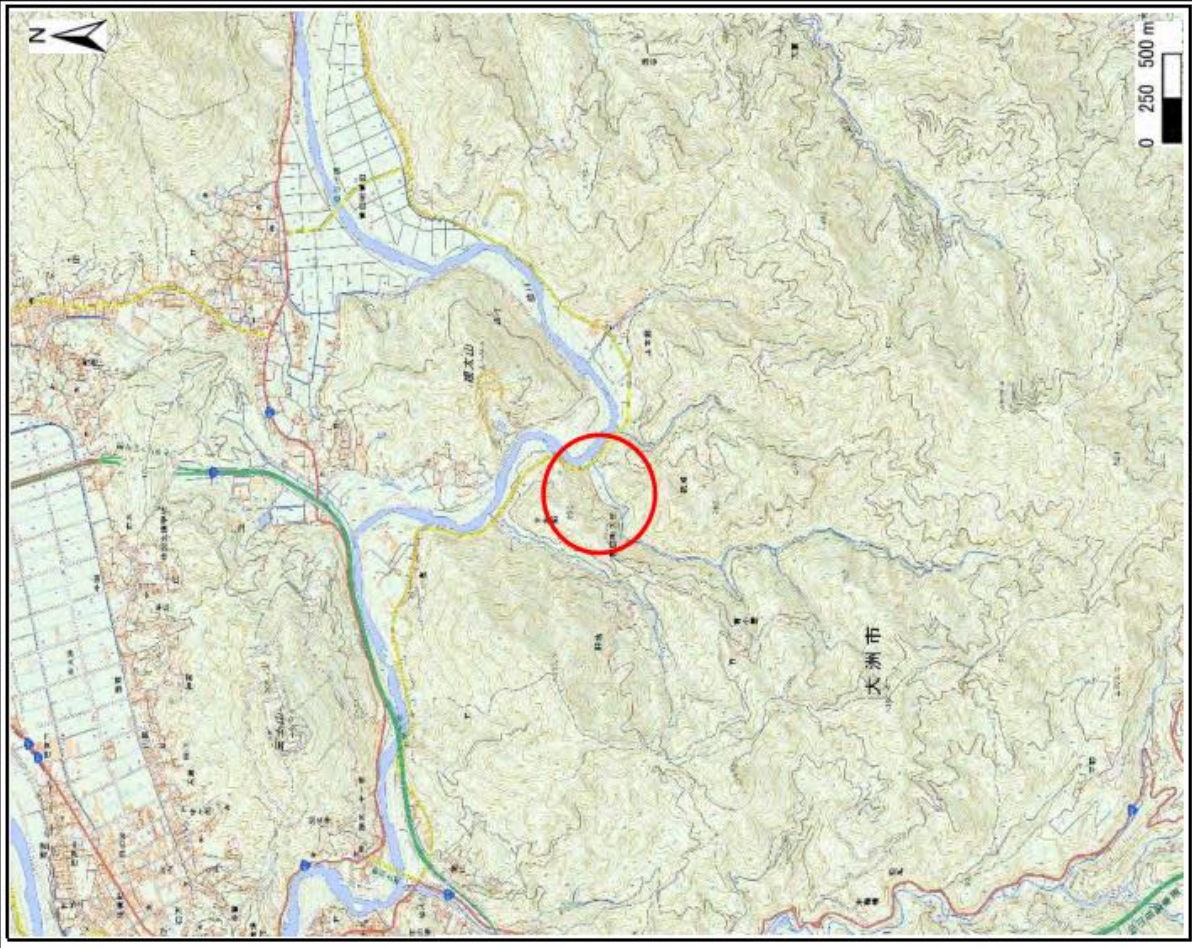
急傾斜地の崩壊
207-I-1226(1)
裾野
大洲市菅田町大竹

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図250000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 平30四様、第55号)「許可なく複製を禁ずる。」

土砂災害警戒区域等の指定に係る図書(その1)



(1/200,000)



(1/25,000)

様式一1(急)
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
位置図

自然現象の種類

箇所番号

箇所名

所在地

急傾斜地の崩壊

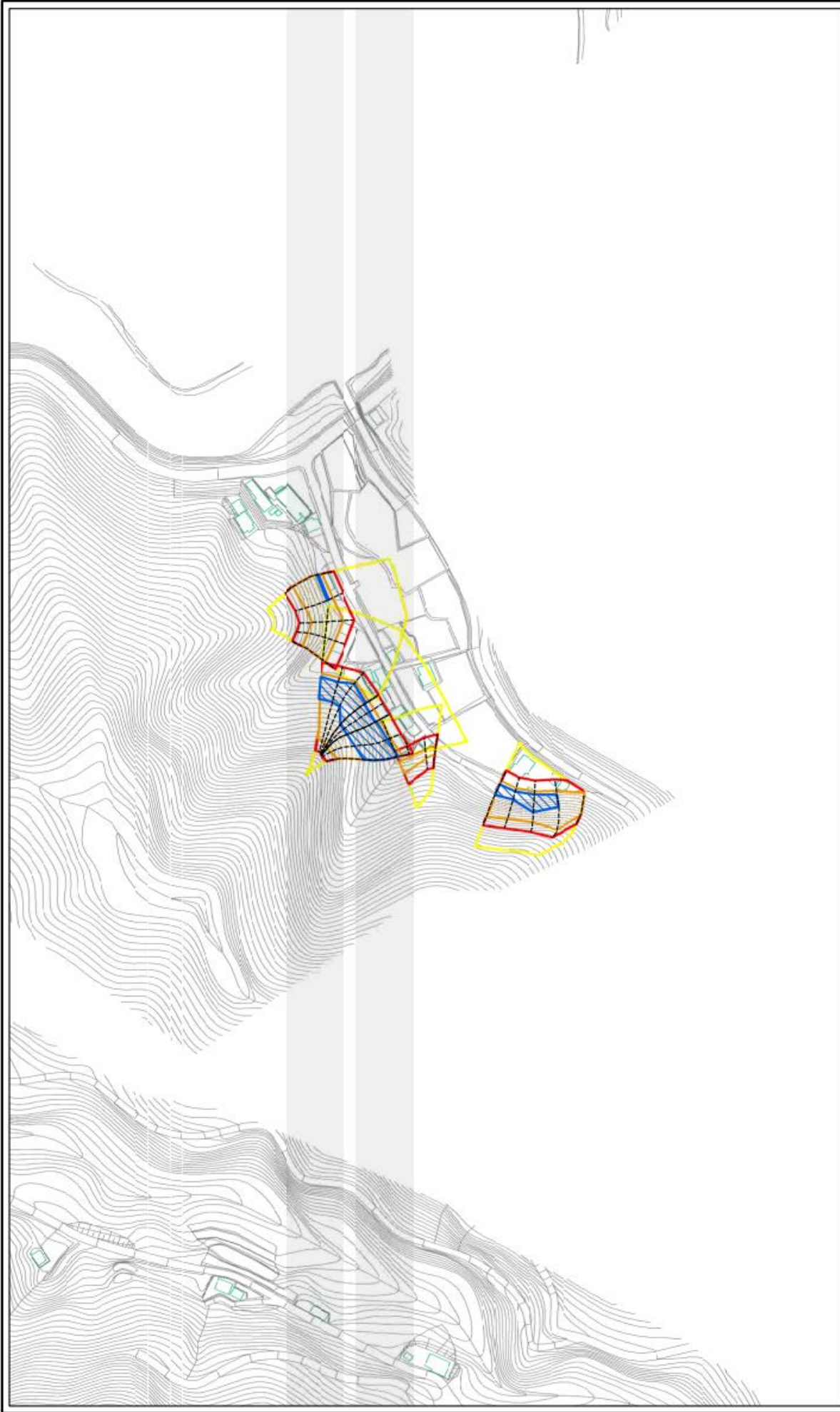
207-I-1227(1)

裾野A

大洲市菅田町大竹

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 平30四様、第55号)「許可なく複製を禁ずる。」

土砂災害警戒区域等の指定に係る図書(その2)

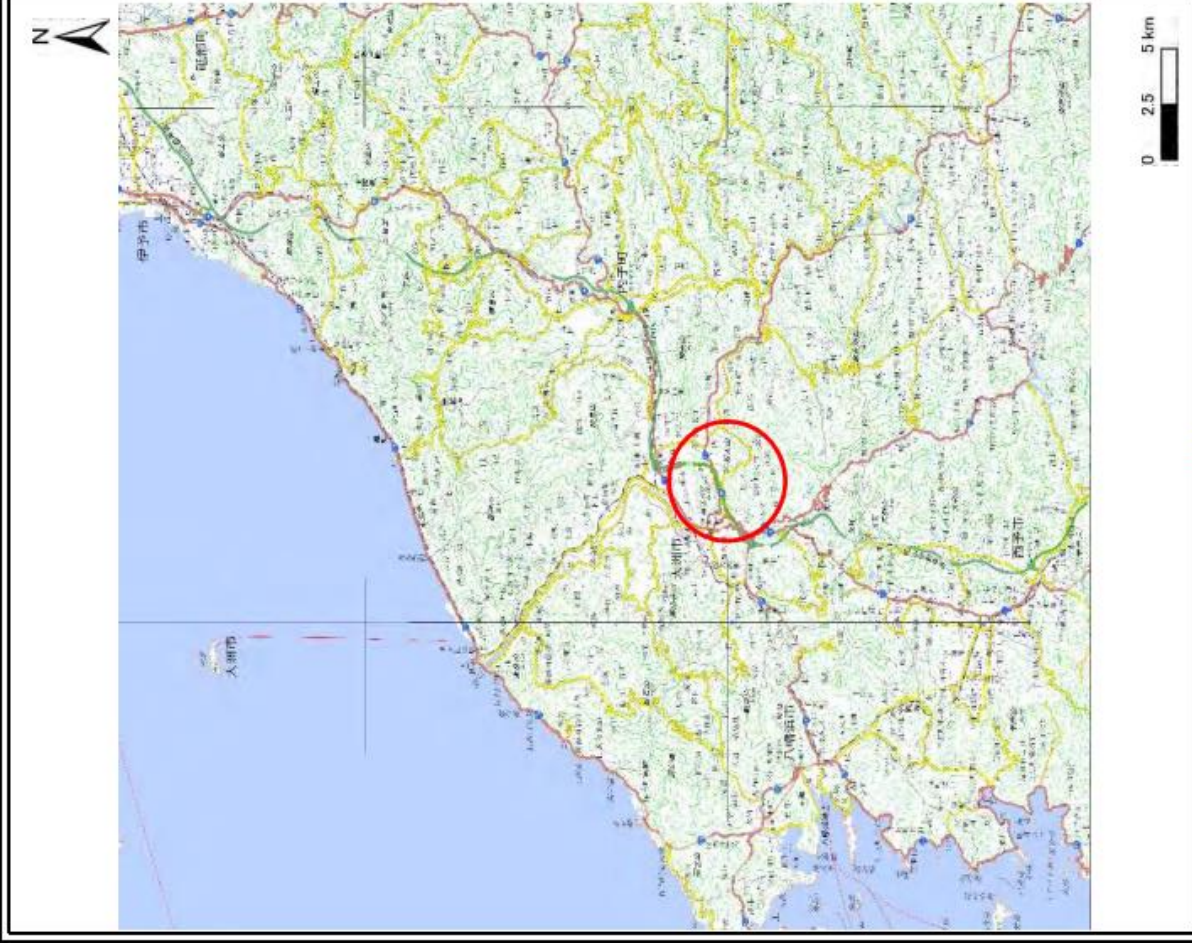


0 25 50 100 m

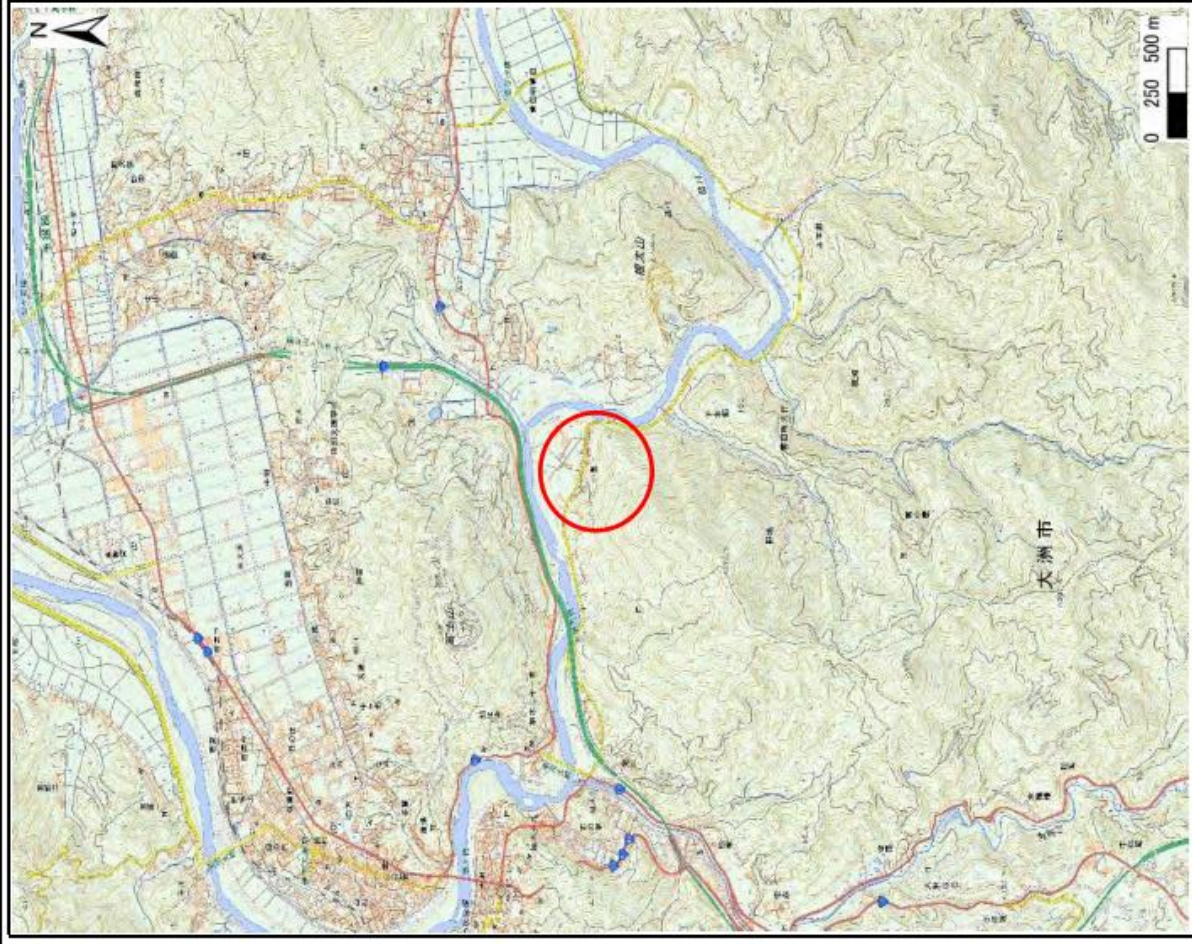
様式一2(急)
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
区域図(その1)

土砂災害警戒区域は建設省令第2条の基準に該当する区域 土砂災害警戒区域は土砂災害の危険が10m以下の場合、 施行令第3条の土砂災害の警戒によるが500m以内を定める区域 急流に該当する土砂災害の警戒の高さが5mを超える区域 区域	<table border="1"> <tr> <td>自然現象 の種類</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> <tr> <td>告示番号</td> <td>未指定</td> </tr> <tr> <td>告示年月日</td> <td></td> </tr> </table>	自然現象 の種類	急傾斜地の崩壊	告示番号	未指定	告示年月日		<table border="1"> <tr> <td>箇所番号</td> <td>20-1-1227(1)</td> </tr> <tr> <td>箇所名</td> <td>裾野A</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>大洲市雷田町大竹</td> </tr> </table>	箇所番号	20-1-1227(1)	箇所名	裾野A	所在地	大洲市雷田町大竹
自然現象 の種類	急傾斜地の崩壊													
告示番号	未指定													
告示年月日														
箇所番号	20-1-1227(1)													
箇所名	裾野A													
所在地	大洲市雷田町大竹													
<table border="1"> <tr> <td>N</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>縮尺</td> <td>1:2,500</td> </tr> </table>	N	人	縮尺	1:2,500										
N	人													
縮尺	1:2,500													

土砂災害警戒区域等の指定に係る図書(その1)



(1/200,000)



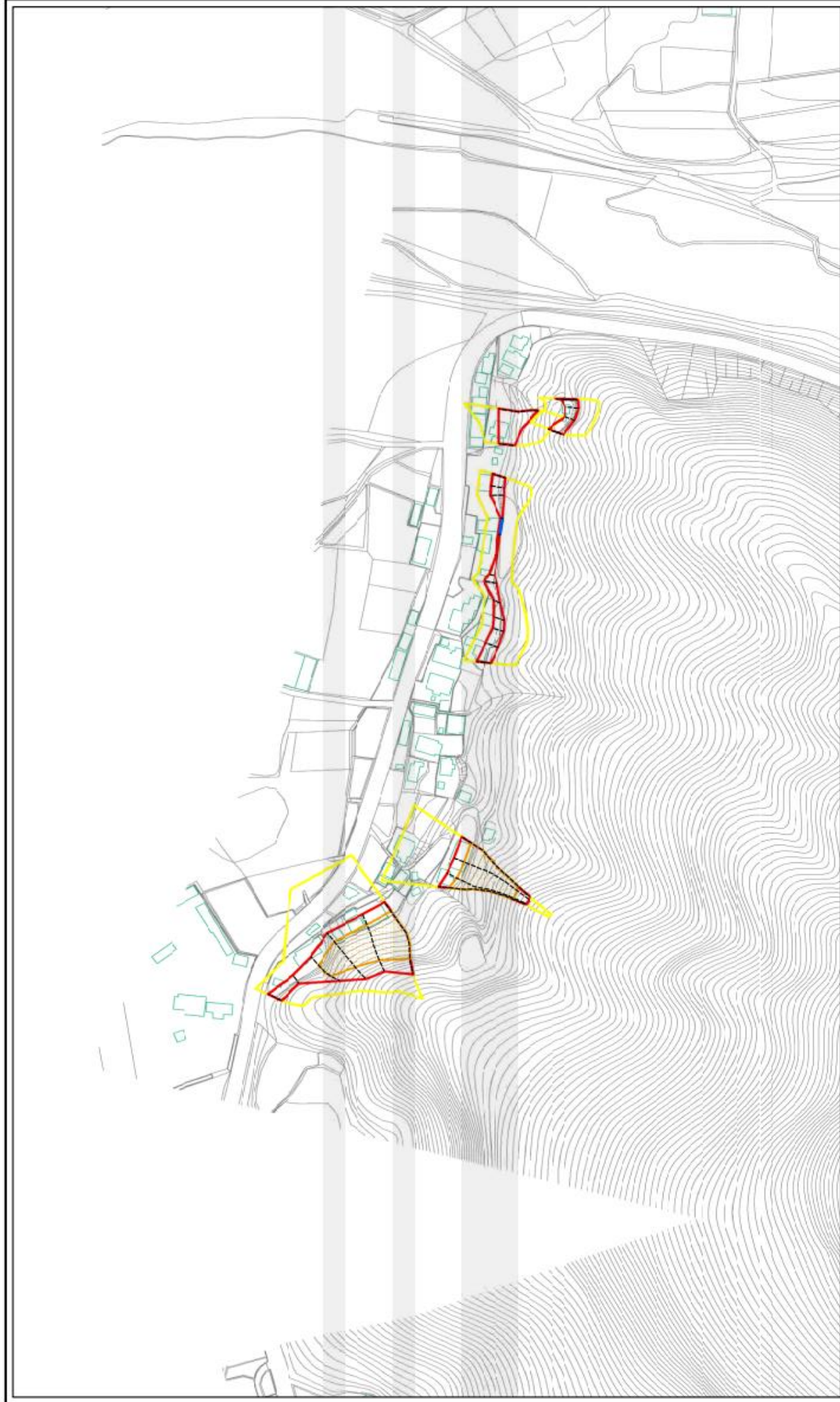
(1/25,000)

様式一1(急)
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
位置図

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	207-1-1228(1)
箇所名	小倉
所在地	大洲市吉田町大竹

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 平30四複、第55号)「許可なく複製を禁ずる。」

土砂災害警戒区域等の指定に係る図書(その2)



0 25 50 100
m

様式一2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その1)		<small>土砂災害防止法施行令第2条の基準に該当する区域</small> <small>土砂災害防止法施行令第3条の土砂災害警戒区域(高さ1m以下の場合)</small> <small>土砂災害防止法施行令第4条の土砂災害特別警戒区域</small>	<small>自然現象の種別</small> 告示番号 告示年月日	<small>急傾斜地の崩壊</small> 箇所番号 所在地	20-1-1228(1) 小倉 天洲市菅田町六竹
土砂災害防止法施行令第3条の土砂災害警戒区域(高さ1m以下の場合) 土砂災害防止法施行令第4条の土砂災害特別警戒区域	告示番号 告示年月日	急傾斜地の崩壊 箇所番号 所在地	20-1-1228(1) 小倉 天洲市菅田町六竹		
土砂災害防止法施行令第2条の基準に該当する区域	告示番号 告示年月日	急傾斜地の崩壊 箇所番号 所在地	20-1-1228(1) 小倉 天洲市菅田町六竹		
土砂災害防止法施行令第3条の土砂災害警戒区域(高さ1m以下の場合) 土砂災害防止法施行令第4条の土砂災害特別警戒区域	告示番号 告示年月日	急傾斜地の崩壊 箇所番号 所在地	20-1-1228(1) 小倉 天洲市菅田町六竹		

資料 6. 菅田小学校・肱東中学校への車での避難経路

